

広報

# ななか



2022. 7  
No.198

※ まちのようす ※  
 人口 7,596 人  
 男性 3,628 人  
 女性 3,968 人  
 世帯数 3,762 戸  
 (令和4年5月末現在)



## こども園 鮎放流

### 今月の主な内容

- ・新型コロナワクチン4回目接種について…………… P. 2
- ・職員採用試験案内…………… P. 4～ 5
- ・マイナンバーカード申請のお知らせ…………… P.29～31



マチを好きになるアプリ

- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——  
 携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報  
 など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。





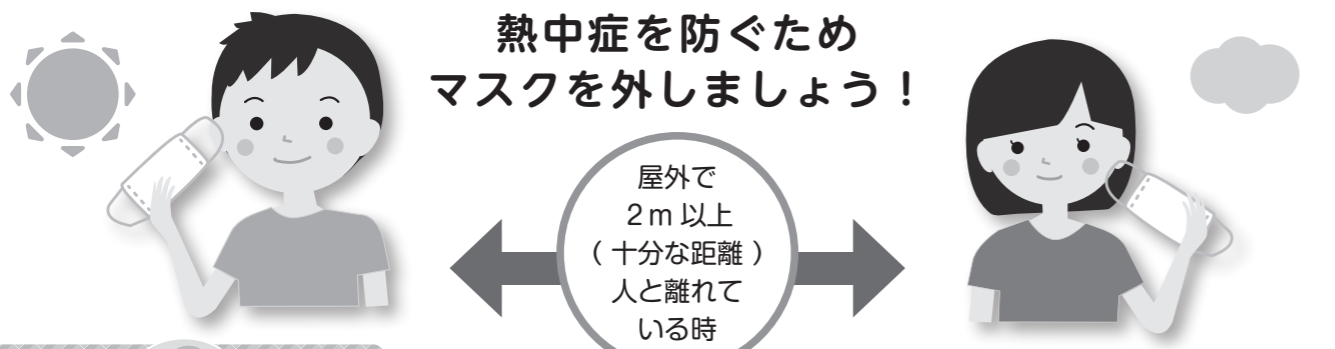
# 「新しい生活様式」における 熱中症予防行動のポイント!



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本である1. 身体的距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

これから、夏を迎えるにあたり、皆様には、例年よりもいっそう熱中症にもご注意いただきたく、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントをまとめました。

## 熱中症を防ぐため マスクを外しましょう!



### 熱中症 予防 対策

#### 暑さを避けましょう!

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなれば涼しい場所へ移動
- ・外でも日陰へ

#### のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう!

- ・1時間毎にコップ1杯
- ・入浴前後や起床後もまず水分補給
- ・1日当たり1.2Lを目安に

#### エアコン使用中もこまめに 換気をしましょう!

- ・窓とドアなど2カ所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後はエアコンの温度をこまめに再設定

#### 暑さに備えた体作りと 日頃から体調管理を しましょう!

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)
- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

出典：厚生労働省

## 県立南部テクノスクール受講生募集!

訓練科	事務科
内容	簿記会計の基礎、日商簿記検定試験対策、ワード、エクセル、パワーポイント 等
定員	15名(母子家庭の母等1名を含む)※応募状況により、訓練が中止となることがあります。
対象	離転職者等で、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた人
訓練期間	令和4年8月23日(火)～令和4年11月22日(火)(原則、土・日・祝日は休校日)
訓練時間	9:00～15:50
受講料	無料 ※テキスト代 税込10,890円程度は自己負担
訓練場所	四国進学会阿南校(阿南市富岡町今福寺3番1)
申込期間	6月27日(月)～7月26日(火)
申込先	居住地を管轄する公共職業安定所へ

お問い合わせは、公共職業安定所または南部テクノスクール TEL 0884-26-0250 へ



# 新型コロナウイルス 4回目接種について



- 【対象者】 ① 3回目接種の完了している60歳以上の方  
② 18歳以上の基礎疾患をお持ちの方 及び ※12月と1月に3回目接種を終えた60歳以上の方には6月に接種券を発送しておりますのでご予約を電話にてお取りください。  
コロナに罹患した際に重症化する恐れがあると医師が判断した方
- 【接種間隔】 3回目接種から5か月以上
- 【ワクチンの種類】 ファイザー・モデルナ

### ② 対象者の方

### お申込みが必要

① インターネットによるお申込み  
下の二次元コードでお申込みください。



② 保健センター窓口でのお申込み **必要なもの**

- ☆ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証)
- ☆ 3回目接種を確認できるもの(接種済証等)
- ☆ 新型コロナウイルス接種券発行申請書(4回目用)

代理の方がお申込みに来られる際

- ☆ 委任状が必要となります。
- ※その場で発行を希望される方は前日までにお電話ください。
- ※町内医療機関がかりつけの方はそれぞれの医療機関で申し込みが可能となります。

## 2月末までに3回目接種を終えられた方へ

町内医療機関で接種された方の予約は、接種券の発送と同時に前回の接種歴を元に決めさせていただきました。

ご都合が合わない場合や接種を希望されない場合のみコールセンターへお電話ください。

3回目を町外で接種をされた方の中で町内医療機関での接種を希望されている方はコールセンターへお電話ください。

3回目接種も引き続き行っておりますのでお早めにご予約をお取りください。

詳しくはホームページをご確認ください。

### お問合せ先

- |  |  |
|--|--|
| 那賀町新型コロナウイルス接種コールセンター<br>(平日/土曜日9:00～17:00まで)<br>TEL 0800-200-6631 (フリーダイヤル) | 那賀町保健センター<br>新型コロナウイルス感染症対策室<br>受付時間: 平日8:30～17:15<br>TEL 0884-62-3892 |
| TEL 088-679-6122 (有料)  |  |

### 3. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験及び検査は、次のとおり行います。

試験種目	時間	方法及び内容
教養試験 (全職種)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査 (消防職員・看護師以外の全職種)	13時00分から 14時10分まで	事務職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から見る検査 公務員に求められる資質について、性格特性を見る検査 公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を見る検査
消防適性検査 (消防職員)	13時00分から 13時45分まで	消防職員としての適応性を性格的な面及び認知能力(迅速・的確な対応や機器運用技能等の基礎)の面から見る検査
看護師適性検査 (看護師)	13時00分から 13時50分まで	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から見る適性検査

(2) 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して、さらに職員としてふさわしい人物を選抜するために、次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
作文試験(全職種)	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかを見るための試験を行います。
口述試験(全職種)	主として、人柄や性格などを見るため、個別面接を行います。

### 4. 受験手続(申込用紙による場合)

(1) 申込用紙 **(郵送による請求またはダウンロードを推奨します。)**

申込用紙は、郵送による請求または那賀町ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、那賀町役場窓口で配布しています。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「**職員試験請求(試験区分〇〇〇〇)**」と朱書し、返送先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(A4用紙を折らずに封入できるもの)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

那賀町役場総務課宛(〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1)

(3) 提出 **(郵送による提出を推奨します。)**

ア: 郵便による申込みの場合は、封筒の表に「**試験申込(試験区分〇〇〇〇)**」と朱書し、必ず「**書留郵便**」により那賀町役場総務課宛送付してください。

この場合は、受験申込書の郵便はがきに宛先を記入し、63円切手を必ず貼ってください。

イ: 持参する場合は、申込受付期間内の執務日(月曜日から金曜日(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時までに那賀町役場総務課へ提出してください。

(4) 提出書類

職員採用試験申込書1部(所定の申込様式を使用すること。)

一般事務(障がい)に申し込む場合は、申込書(別紙1)をあわせて提出してください。

### 4-2. 受験手続(インターネットの申込フォームによる場合)

(1) パソコン又はスマートフォンなどで、那賀町ホームページから申込フォームへアクセスしてお申し込みください。**インターネットの申込フォームによる申込みの流れや注意事項については、ホームページ掲載の「令和4年度那賀町職員採用試験案内」をご確認ください。**

入力前に、@logoform.jp及び@naka.i-tokushima.jpからのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。

※**身体に障がいがあるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に那賀町役場総務課に申し出てください。**

5. その他 この試験についての問い合わせは、那賀町役場総務課(TEL 0884-62-1121)へ連絡してください。

令和4年度

# 職員採用試験案内



**受付期間** 令和4年7月19日(火)～令和4年8月2日(火)

**第1次試験日** 令和4年9月18日(日)

- 郵便による申込みは、8月2日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程等を変更する場合は、那賀町のホームページでお知らせいたします。

### 1. 試験区分、採用予定人員、職務の内容及び受験資格

- 申込みできる「試験区分」は一つに限ります。
- 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。 ※採用予定人数は変更になる場合があります。

試験区分	採用予定人員	職務の内容	
		受験資格	
一般事務	高等学校卒業程度 3～4名程度	那賀町において、一般行政事務に従事します。	昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
消防職員	高等学校卒業程度 1～2名程度	那賀町において、消防士の業務に従事します。	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
看護師	短期大学卒業程度 2～4名程度	那賀町において、看護師の業務に従事します。	昭和47年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者 又は令和5年春の国家試験により当該免許を取得する見込みのある者
薬剤師	大学卒業程度 1～2名程度	那賀町において、薬剤師の業務に従事します。	昭和47年4月2日以降に生まれた者で、薬剤師の免許を有する者 又は平成5年春の国家試験により当該免許を取得する見込みのある者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

☆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 那賀町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

### 2. 試験の日時及び試験場

試験区分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和4年9月18日(日) (1)開場時間: 9時00分 (2)試験時間: 10時00分から 14時10分まで	那賀町地域交流センター (徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1) ※那賀町役場本庁舎の隣です。※駐車場はあります。
第2次試験	令和4年10月下旬以降(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

令和4年5月定例会議は、5月24日に開催されました。5月定例会議では、条例の改正1件、補正予算2件、契約の締結1件が提案されました。

その他、報告が14件ありました。議決結果は次のとおりです。

◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

議案番号	議案名	議員	議決結果
議案第40号	那賀町国民健康保険診療施設使用料及び手数料条例の一部改正について	全会一致	原案可決
議案第41号	令和4年度那賀町一般会計補正予算(第1号)について ◎ 400,712千円追加し、総額9,700,712千円とする。	全会一致	原案可決
議案第42号	令和4年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について ◎ 415千円追加し、総額448,383千円とする。	全会一致	原案可決
議案第43号	工事請負契約の締結について (令和4年度 放送ネットワーク整備支援事業 木沢地区FTTH工事(第2期))	全会一致	原案可決
発議第2号	令和4年議会成人式アンケート結果に基づく、若年層へ展開する施策についての提言に関する決議	全会一致	原案可決
報告第9号	専決処分の報告について (令和2年度 高度無線環境整備推進事業 木沢・木頭地区FTTH工事 変更契約) (令和4年専決第6号)		
報告第10号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について (令和4年専決第7号)		
報告第11号	専決処分の報告について(令和2年度 社会資本整備交付金事業町道拝宮口線改良工事 変更契約) (令和4年専決第8号)		
報告第12号	那賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について (令和4年 専決第9号)		
報告第13号	那賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (令和4年専決第10号)		
報告第14号	令和3年度那賀町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告について (令和4年専決第11号)		
報告第15号	令和3年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について (令和4年専決第12号)		
報告第16号	令和3年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について (令和4年専決第13号)		
報告第17号	令和3年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について (令和4年専決第14号)		
報告第18号	令和3年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について (令和4年専決第15号)		
報告第19号	令和3年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について (令和4年専決第16号)		
報告第20号	令和3年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の報告について (令和4年専決第17号)		
報告第21号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について (令和4年専決第18号)		
報告第22号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について (令和4年専決第19号)		



令和4年5月定例会議並びに会議の開催状況について

下記の日程で会議が開催されました。

日付	会議名	会議内容
5月17日	議会改革特別委員会	成人式アンケートの集計結果について
		オンライン会議を推進する取組みについて
		その他
	全員協議会	徳島県南部総合県民局 県土整備部(那賀庁舎)から説明「令和4年度当初予算主要事業等について」
		議会改革特別委員会報告事項について
女性議会参加者について		
議会モニターの件について		
		その他
5月19日	牟岐町議会視察受け入れ(那賀町クリーンセンター)	クリーンセンターについての説明
		質疑応答
		施設見学
5月24日	5月定例会議	開議
		会議録署名議員の指名
		議案等の説明・質疑・討論・採決
		議会改革特別委員会中間報告について
		散会
5月26日	議会議員研修会	演題:「一般廃棄物の最終処分、ごみ処理施設の現状、徳島全体のごみ処理方法について」
		講師:阿部 清一 氏
		質疑応答並びに意見交換



牟岐町議会視察受け入れ  
(那賀町クリーンセンター)



議会議員研修会



# 令和4年度 刑務官採用試験

(高等学校卒業程度ですが、大学卒も受験できます)



- ・刑務A及び刑務A(武道) 平成5年4月2日から平成17年4月1日生まれの男子
- ・刑務B及び刑務B(武道) 平成5年4月2日から平成17年4月1日生まれの女子
- ・刑務A(社会人) 昭和57年4月2日から平成5年4月1日生まれの男子
- ・刑務B(社会人) 昭和57年4月2日から平成5年4月1日生まれの女子

申込み受付期間：7月19日(火) 9:00～7月28日(木)【受信有効】

申込方法：インターネット(原則パソコン)による。

第一次試験日：9月18日(日) 第一次試験合格者発表日：10月12日(水) 9:00

刑務官は、刑務所、少年刑務所又は拘留所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たる国家公務員です。

詳細は、国家公務員試験採用情報NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>) 又は、法務省 (<http://www.moj.go.jp/>) 公式ホームページを参照ください。

お問い合わせ先 徳島刑務所庶務課人事係まで (TEL 088-644-0111)

平日 午前8時30分から午後5時まで

# 出張自衛隊説明会

お問い合わせ先 阿南地域事務所 TEL 0884-22-6981

自衛隊徳島地方協力本部では、下記日程にて説明会を実施いたします。  
自衛隊には、様々な職種があります。現職隊員と一緒に、自分に合った仕事を探してみませんか？



	1回目	2回目
日時	令和4年7月24日(日) 10:00～12:00 13:00～15:00	令和4年7月31日(日) 10:00～12:00 13:00～15:00
場所	小松島ルピア 1階 セントラルポート	阿南ひまわり会館 2階 21世紀室
対象者	18歳～33歳未満の方または、その保護者	

# ～ 議会文書質問通告書と回答について ～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和4年5月9日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月20日回答がありました。

質問内容と回答要約は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
1. 地籍調査の実施要領について	(1) 赤線の幅は90cm、青線は60cm、赤線と青線両方がある場合は150cmとする法的根拠について (2) 赤線・青線が使用不能または存在しなくてもあるとして地籍調査する根拠と目的について (3) 白いアルミの札がない杭は国土調査(地籍調査)の杭と認められるのかについて
2. 町長からの監査要求(中雄地籍調査)の結果文書について	(1) 那賀町合併以降の地籍調査で、国土調査法19条5項を適用した調査と適用していない調査の時期・場所について (2) 中雄地区の地籍調査稟議書(決裁文書)の課長の合議と町長の決済の有無について

## 回答内容

- (1) 赤線・青線は法定外公共物であり、道路法・河川法等の法律は適用されない。地籍調査においては、従前より公図・一分一間図等を参考に法定外公共物の幅員や位置を明確にするよう努めている。通例、里道(赤線)は三尺道として90cm以上の幅員を確保するようにしている。  
(2) 公図に赤線・青線が存在している場合は、元々存在しないと証明する資料がある場合を除き、地籍調査では赤線・青線を復元することとなっている。  
(3) 地籍調査の杭は、一部が亡失しても支障はなく地籍調査の杭として認められる。
- (1) 監査報告書でも指摘されているが、平成22年、23年中雄1地区においても同様の事例があり、未実施部分の請負代金を返還させた事例もある。  
(2) 当該地区の地籍調査事業についての課長等の決済手続きは適正に行われているが、国土調査法第19条5項該当部分について、調査測量が不要であるのにあえて調査測量を行うことを決済した文書はない。

## 町内業者請負状況(建設工事)



那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。

(お問い合わせ先) 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120



契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
R4. 6. 6	令和4年度 林業成長産業化推進事業(基幹作業道)姥ヶ谷線開設工事	大 殿	28,600,000	(有)岩崎建設



(3) 令和2年度アンケート結果、問4より、将来那賀町にずっと住んでいたい、就職又は子育てを契機に那賀町に戻りたい者は、全回答者数21名のうち、4名であり割合は19%ほどである。

また、町在住者の25%以上が町外に住みたいと回答している。

※ 将来も含めて町内に暮らしたい若者は約57%である。

令和3年度アンケート結果、問4より、将来那賀町にずっと住んでいたい、就職又は子育てを契機に那賀町に戻りたい者は、全回答者数33名のうち、8名であり割合は24%ほどである。

また、町在住者の27%以上が町外に住みたいと回答している。

※ 将来も含めて町内に暮らしたい若者は約64%である。

(4) 次に、令和3年度アンケート結果、問6の、現在那賀町に不足している若しくは力を入れて欲しい政策は何か？について、10項目中から3つまで選択してもらった結果は、次のとおりである。

	回答数	選択数 (R3)	割合				
			R3	R2	H31	H30	H29
買い物の利便性	50名中	23名	27.1	20.0	19.6	17.2	26.1
道路交通網の整備	//	15名	17.6	14.0	2.9	10.1	9.0
産業や働く場の充実	//	13名	15.3	26.0	6.9	4.0	4.5
若者向け住宅の整備	//	13名	15.3	10.0	2.9	7.1	2.7
子育て支援	//	10名	11.8	12.0	30.4	22.2	26.1

※ 平成29年調査以降、買い物の利便性に力を入れて欲しいと思う人が例年約17～27%に及んでいる。

### ● 提言の内容

- (1) ここ2年のコロナ禍により、社会構造に大きな変化が見られ、急速なデジタル社会化が進むことにより、大都市一極集中から働き場所や居住への柔軟な意識変革が広がっている。町においては、これまで以上に若者の意見を取り入れた斬新で魅力的な施策を展開すべきである。
- (2) 買い物の利便性への要望は今回も非常に強い。地域の経済団体と協力しつつ、定期的なイベント等、若者と一体化した政策を展開していくべきである。
- (3) 第一次産業従事に対する興味や関心の度合いが低かった。本町の基幹産業である林業を若者にとって魅力的な職業とするため、資格取得による所得向上の確保や、若者が経営参画できる仕組みづくりに向けた施策をより一層進めるべきである。
- (4) 今回のアンケートでは、政治に関する関心が低かった。様々な法改正により「成人年齢18歳」となり、主権者教育や消費者教育の重要性が指摘されており、小さいころからの政治への関心を高める教育の営みが重要である。  
子供たちが成人し主体的にまちづくりに関わる素地形成のため、子ども議会に替わる学習機会の充実を求める。



# 若年層への施策提言書を提出しました

那賀町議会では、令和4年議会成人式アンケート結果に基づき、子どもたちを含む若年層に対して効果的施策が必要であると考え、令和4年5月24日、町に対し次のように提言書を提出しました。

### ● 提言に至った背景は、次のとおりです

令和4年1月2日及び1月3日に、令和2年度、令和3年度の該当者に対して開催された成人式に出席した新成人に対し那賀町議会が実施したアンケートによって、新成人が考える「政治及びまちづくり」への関心度合の回答を得ました。

その結果から、那賀町の将来を担う若年層に対して定住またはUターンを促すための効果的な施策が必要であると考え、アンケート結果を添え提言したものです。

### ● 新成人アンケート結果について

(1) 配布数

令和2年度34名のうち、回答があったのは21名（回答率61.76%）。

令和3年度49名のうち、回答があったのは33名（回答率67.35%）。

2年度にわたる合計配布数83名のうち、回答があったのは54名（回答率65.06%）であった。

(2) 別添、令和2年度成人式アンケート集計結果（以下アンケート結果という。）問3より、全回答者数21名のうち、町内在住は4名であり、割合は19%程、那賀町以外の県内在住は7名であり33%ほどを占めている。

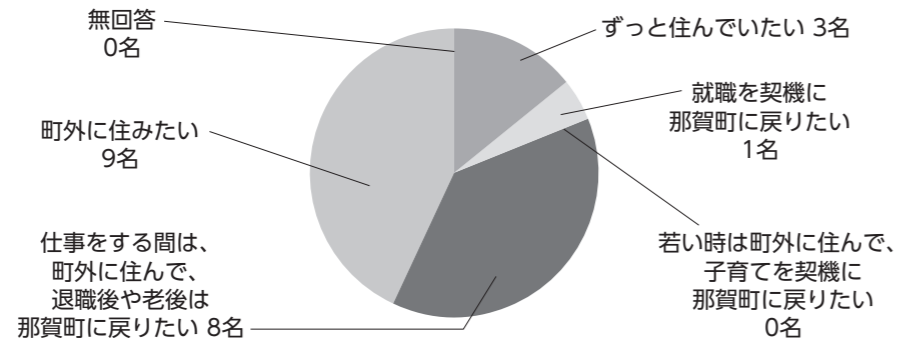
※ 新成人のうち約4分の3以上は町外で暮らしているが、その43%ほどは県内に在住している。

つぎに、別添、令和3年度成人式アンケート集計結果（以下アンケート結果という。）問3より、全回答者数33名のうち、町内在住は11名であり割合は33%程、那賀町以外の県内在住は9名であり27%ほどを占めている。

※ 新成人のうち約3分の2以上は町外で暮らしているが、その43%ほどは県内に在住している。

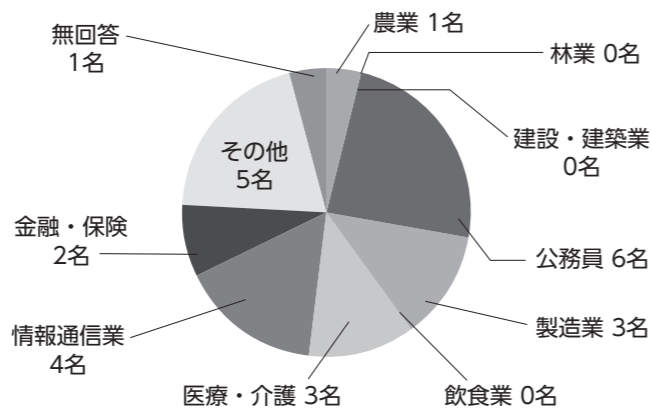


※現在の住まい別	鷺敷	相生	上那賀	木沢	木頭	県内	県外	無回答
ずっと住んでいたい	1	2	0	0	0	0	0	0
就職を契機に那賀町に戻りたい	0	0	0	0	0	0	1	0
子育てを契機に那賀町に戻りたい	0	0	0	0	0	0	0	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	0	0	0	0	0	3	4	1
町外に住みたい	0	0	0	1	0	4	4	0
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	0	1	0	7	9	1



■ Q5 現在従事しているもしくは将来なりたい職業は？（2つまで選択可）

	回答数	割合%
農業	1	4.0
林業	0	0.0
建設・建築業	0	0.0
公務員	6	24.0
製造業	3	12.0
飲食業	0	0.0
医療・介護	3	12.0
情報通信業	4	16.0
金融・保険	2	8.0
その他	5	20.0
無回答	1	4.0
合計	25	100.0



●その他の回答： 現在勤めている会社のホテル業務・人事

■ Q6 現在の那賀町で不足しているもしくは力を入れて欲しい政策は何か？（3つまで選択可）

	回答数	割合%	31年	30年	29年
子育て支援	6	12.0	30.4	22.2	26.1
買い物の利便性	10	20.0	19.6	17.2	26.1
防犯・防災の充実	1	2.0	12.7	8.1	11.7
道路交通網の整備	7	14.0	2.9	10.1	9.0
自然・環境保護	1	2.0	5.9	8.1	6.3
人情味や地域の連帯感	0	0.0	6.9	7.1	6.3
産業や働く場の充実	13	26.0	6.9	4.0	4.5
教育・文化・スポーツ環境の整備	3	6.0	6.9	4.0	3.6
医療・福祉の充実	3	6.0	4.9	12.1	3.6
若者向け住宅の整備	5	10.0	2.9	7.1	2.7
その他	1	2.0	0.0	0.0	0.0
合計	50	100.0	100.0	100.0	100.0

●その他の回答： 遊ぶところ・森林の土地を森林のまま放っておくのではなく、土地の有効活用をしてほしい。発展させてほしい。

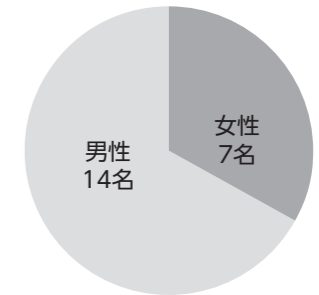
# 令和2年度 成人式アンケート集計結果

令和4年1月2日 実施

総配布数 34 | 回答数 21 | 回答率 61.76%

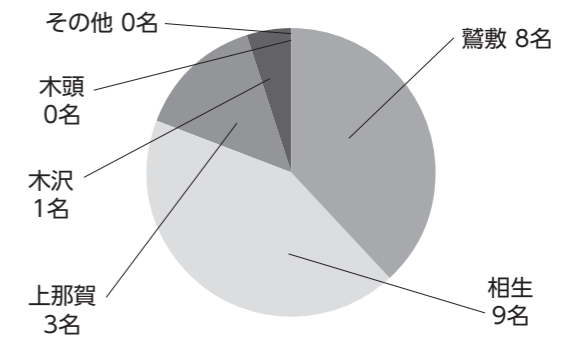
■ Q1 あなたの性別は？

性別	回答数	割合%	31年	30年	29年
女性	7	33.3	62.5	37.8	40.4
男性	14	66.7	37.5	62.2	59.6
合計	21	100.0	100.0	100.0	100.0



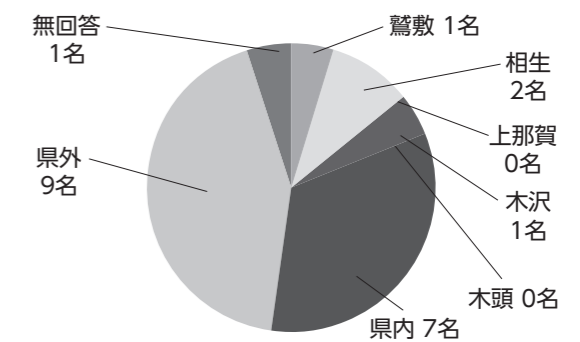
■ Q2 どの地区で育ちましたか？

	回答数	割合%	31年
鷺敷	8	38.1	46.9
相生	9	42.9	26.5
上那賀	3	14.3	8.2
木沢	1	4.8	2.0
木頭	0	0.0	16.3
その他	0	0.0	0.0
合計	21	100.0	100.0



■ Q3 現在のお住まいは？

	回答数	割合%	31年
鷺敷	1	4.8	26.5
相生	2	9.5	8.2
上那賀	0	0.0	0.0
木沢	1	4.8	0.0
木頭	0	0.0	2.0
県内	7	33.3	28.6
県外	9	42.9	28.6
無回答	1	4.8	6.1
合計	21	100.0	100.0



■ Q4 将来、那賀町に住んでいたい！？

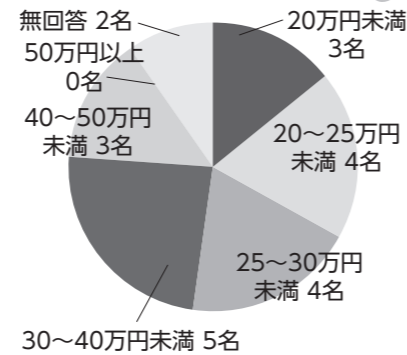
	回答数	割合%	31年	30年	29年	女	男
ずっと住んでいたい	3	14.3	28.6	26.7	26.9	0	3
就職を契機に那賀町に戻りたい	1	4.8	0.0	0.0	0.0	0	1
子育てを契機に那賀町に戻りたい	0	0.0	12.2	11.1	19.2	0	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	8	38.1	22.4	26.7	19.2	3	5
町外に住みたい	9	42.9	36.7	35.5	34.7	4	5
無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0
合計	21	100.0	100.0	100.0	100.0	7	14

※育った地区別	鷺敷	相生	上那賀	木沢	木頭	その他
ずっと住んでいたい	1	2	0	0	0	0
就職を契機に那賀町に戻りたい	0	0	1	0	0	0
子育てを契機に那賀町に戻りたい	0	0	0	0	0	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	1	6	1	0	0	0
町外に住みたい	6	1	1	1	0	0
無回答	0	0	0	0	0	0
合計	8	9	3	1	0	0

■ Q 10 あなたが議員になったら月額報酬(給与)はいくら必要と思いますか？

※平成31年以前の項目「わからない」は無回答に算入

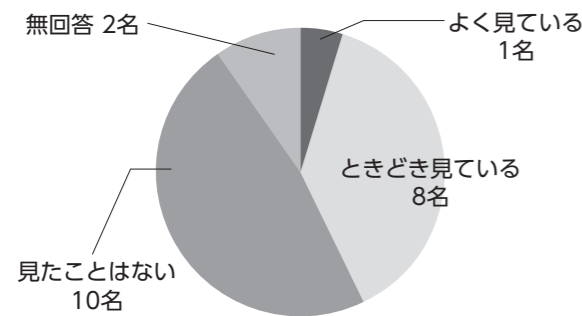
	回答数	割合%	31年	30年	女	男
20万円未満	3	14.3	2.0	13.3	0	3
20~25万円未満	4	19.0	10.2	13.3	0	4
25~30万円未満	4	19.0	8.2	15.6	2	2
30~40万円未満	5	23.8	4.1	4.4	3	2
40~50万円未満	3	14.3	6.1	6.7	1	2
50万円以上	0	0.0	18.4	8.9	0	0
無回答	2	9.5	51.0	37.8	1	1
合計	21	100.0	100.0	100.0	7	14



■ Q 11 那賀町議会放送を見たことはありますか？

※平成31年以前の「知っているが見たことはない」「放送していること自体知らない」は「見たことはない」に算入

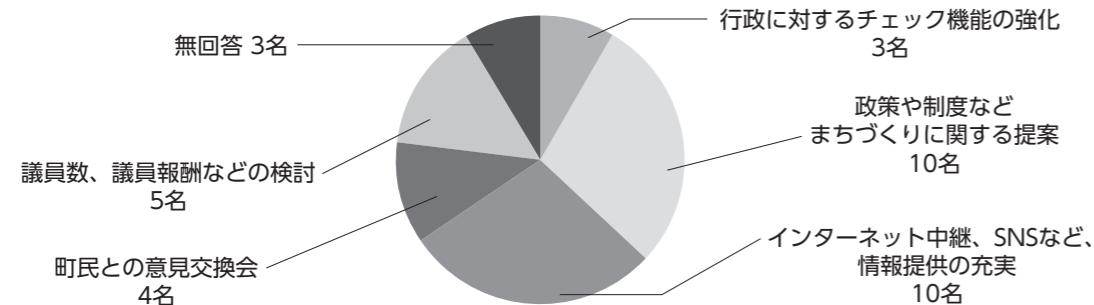
	回答数	割合%	31年	30年	29年	28年	女	男
よく見ている	1	4.8	36.7	17.8	25.0	18.3	0	1
ときどき見ている	8	38.1	30.6	37.8	25.0	35.0	2	6
見たことはない	10	47.6	16.3	26.6	30.8	31.7	4	6
無回答	2	9.5	16.3	17.8	19.2	15.0	1	1
合計	21	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	7	14



●見たことはない、と答えた方の理由  
 ・あまり見ない  
 ・県外に住んでいるから

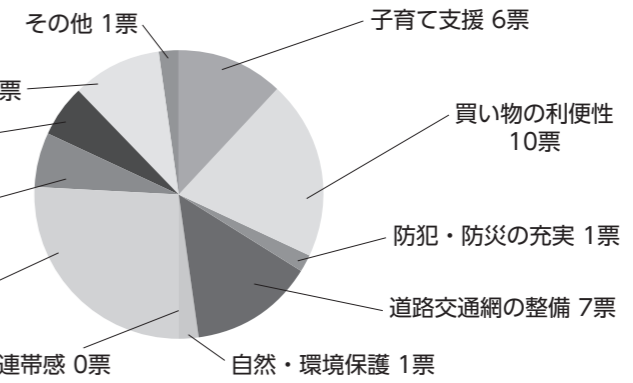
■ Q 12 議会に期待することや、やって欲しいことは何ですか？(2つ選択)

	回答数	割合%	31年	30年	29年	28年	女	男
行政に対するチェック機能の強化	3	8.6	24.5	26.7	18.0	20.0	2	1
政策や制度などまちづくりに関する提案	10	28.6	30.6	22.2	16.4	27.8	3	7
インターネット中継、SNSなど、情報提供の充実	10	28.6	18.4	13.3	23.0	16.7	4	6
町民との意見交換会	4	11.4	6.1	6.7	13.1	13.3	1	3
議員数、議員報酬などの検討	5	14.3	2.0	6.7	1.6	7.8	1	4
無回答	3	8.6	18.4	24.4	27.9	14.4	1	2
合計	35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12	23



■ Q 13 議会に対するご意見はございませんか？

那賀町をなくさないでほしい。頑張る言葉だけでなく、頑張る行動をしてほしい。



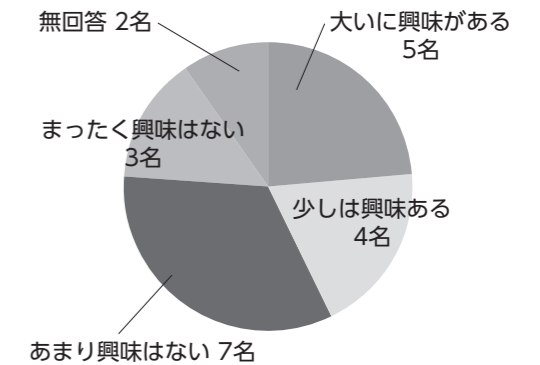
■ Q 7 那賀町ってどんなイメージ？

山、真っ暗、人より動物がたくさんいる・保守的な人が多い・星がきれい・自然豊か・田舎・静かに見守ってくれる町・自然豊かで良い町ですが、もう少し店や働く場があると良いと思う・少子高齢化が進む町・住めば都・不便・空気おいしい

■ Q 8 政治・まちづくりに興味がありますか？

※問い内容の変更によりR1年以前の比較なし

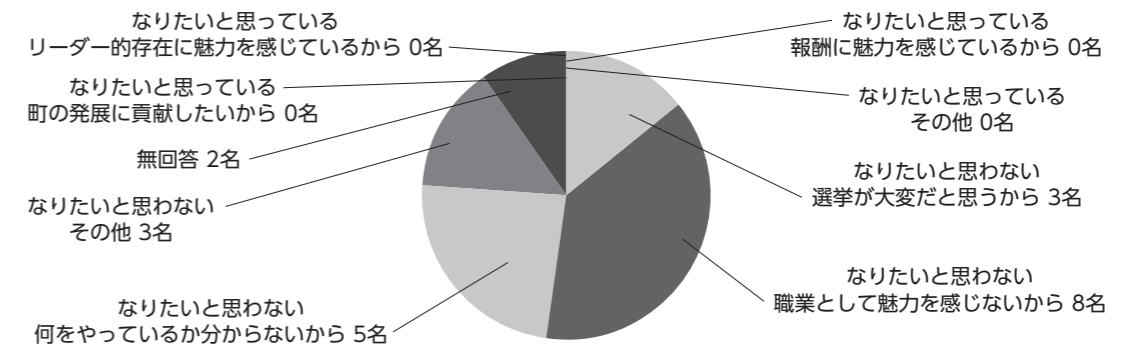
	回答数	割合%	女	男
大いに興味がある	5	23.8	1	4
少しは興味ある	4	19.0	1	3
あまり興味はない	7	33.3	2	5
まったく興味はない	3	14.3	2	1
無回答	2	9.5	1	1
合計	21	100.0	7	14



■ Q 9 将来、議員や町長になってみたいと思いますか？ ※平成31年以前の項目「わからない」は無回答に算入

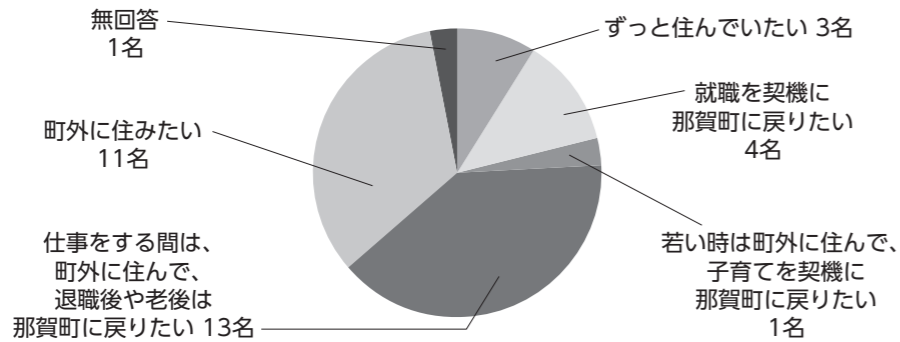
	回答数	割合%	31年	30年	29年	女	男	
なりたいと思っている	町の発展に貢献したいから	0	0.0	6.1	4.4	1.9	0	0
	リーダー的存在に魅力を感じているから	0	0.0	2.0	0.0	0.0	0	0
	報酬に魅力を感じているから	0	0.0	0.0	2.2	0.0	0	0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	1.9	0	0
なりたいと思わない	選挙が大変だと思うから	3	14.3	8.2	20.0	17.3	3	0
	職業として魅力を感じないから	8	38.1	32.7	17.8	19.2	3	5
	何をやっているか分からないから	5	23.8	12.2	15.6	11.5	0	5
その他	3	14.3	22.4	11.1	19.2	0	3	
無回答	2	9.5	16.3	28.9	28.9	1	1	
合計	21	100.0	100.0	100.0	100.0	7	14	

●なりたいと思わない その他、と答えた理由： 税金がもったいない。



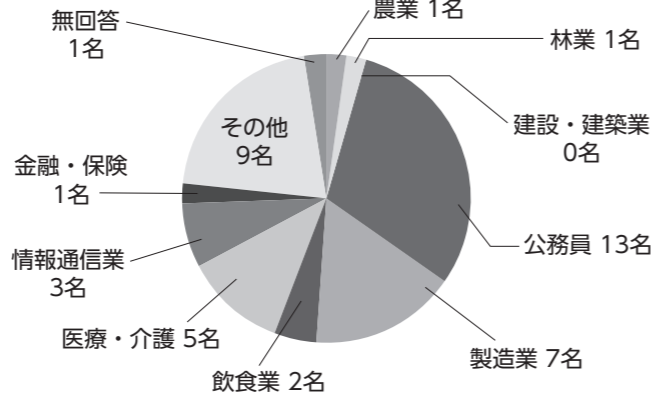


※現在の住まい別	鷺敷	相生	上那賀	木沢	木頭	県内	県外	無回答
ずっと住んでいたい	2	1	0	0	0	0	0	0
就職を契機に那賀町に戻りたい	3	0	0	0	0	0	1	0
子育てを契機に那賀町に戻りたい	0	0	0	0	0	1	0	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	0	2	0	0	0	4	6	1
町外に住みたい	0	3	0	0	0	4	4	0
無回答	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	5	6	0	0	0	9	12	1



■ Q5 現在従事しているもしくは将来なりたい職業は？ (2つまで選択可)

	回答数	割合%	R2年
農業	1	2.3	4.0
林業	1	2.3	0.0
建設・建築業	0	0.0	0.0
公務員	13	30.2	24.0
製造業	7	16.3	12.0
飲食業	2	4.7	0.0
医療・介護	5	11.6	12.0
情報通信業	3	7.0	16.0
金融・保険	1	2.3	8.0
その他	9	20.9	20.0
無回答	1	2.3	4.0
合計	43	100.0	100.0



●その他の回答： 保育士・水産業

■ Q6 現在の那賀町で不足しているもしくは力を入れて欲しい政策は何か？ (3つまで選択可)

	回答数	割合%	R2年	31年	30年	29年
子育て支援	10	11.8	12.0	30.4	22.2	26.1
買い物の利便性	23	27.1	20.0	19.6	17.2	26.1
防犯・防災の充実	1	1.2	2.0	12.7	8.1	11.7
道路交通網の整備	15	17.6	14.0	2.9	10.1	9.0
自然・環境保護	0	0.0	2.0	5.9	8.1	6.3
人情味や地域の連帯感	2	2.4	0.0	6.9	7.1	6.3
産業や働く場の充実	13	15.3	26.0	6.9	4.0	4.5
教育・文化・スポーツ環境の整備	3	3.5	6.0	6.9	4.0	3.6
医療・福祉の充実	5	5.9	6.0	4.9	12.1	3.6
若者向け住宅の整備	13	15.3	10.0	2.9	7.1	2.7
その他	0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0
合計	85	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

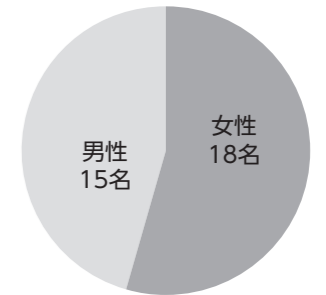
# 令和3年度 成人式アンケート集計結果

令和4年1月3日 実施

総配布数 49 | 回答数 33 | 回答率 67.35%

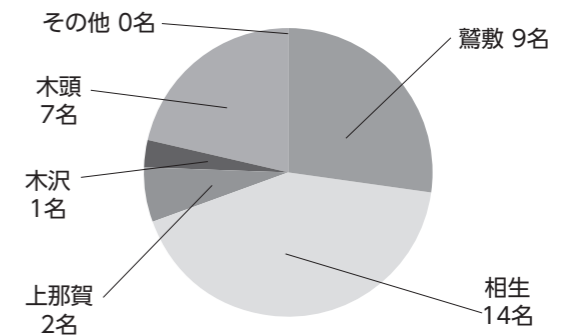
■ Q1 あなたの性別は？

性別	回答数	割合%	R2年	31年	30年	29年	28年
女性	18	54.5	33.3	62.5	37.8	40.4	51.7
男性	15	45.5	66.7	37.5	62.2	59.6	48.3
合計	33	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



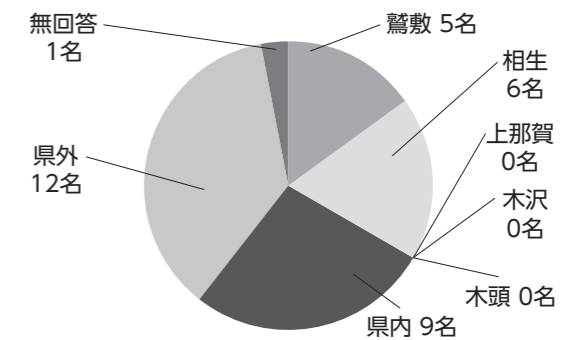
■ Q2 どの地区で育ちましたか？

	回答数	割合%	R2年	31年
鷺敷	9	27.3	38.1	46.9
相生	14	42.4	42.9	26.5
上那賀	2	6.1	14.3	8.2
木沢	1	3.0	4.8	2.0
木頭	7	21.2	0.0	16.3
その他	0	0.0	0.0	0.0
合計	33	100.0	100.0	100.0



■ Q3 現在のお住まいは？

	回答数	割合%	R2年	31年
鷺敷	5	15.2	4.8	26.5
相生	6	18.2	9.5	8.2
上那賀	0	0.0	0.0	0.0
木沢	0	0.0	4.8	0.0
木頭	0	0.0	0.0	2.0
県内	9	27.3	33.3	28.6
県外	12	36.4	42.9	28.6
無回答	1	3.0	4.8	6.1
合計	33	100.0	100.0	100.0



■ Q4 将来、那賀町に住んでいたい！？

	回答数	割合%	R2年	31年	30年	女	男
ずっと住んでいたい	3	9.1	14.3	28.6	26.7	2	1
就職を契機に那賀町に戻りたい	4	12.1	4.8	0.0	0.0	3	1
子育てを契機に那賀町に戻りたい	1	3.0	0.0	12.2	11.1	1	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	13	39.4	38.1	22.4	26.7	6	7
町外に住みたい	11	33.3	42.9	36.7	35.5	5	6
無回答	1	3.0	0.0	0.0	0.0	1	0
合計	33	100.0	100.0	100.0	100.0	18	15

※育った地区別	鷺敷	相生	上那賀	木沢	木頭	その他
ずっと住んでいたい	2	1	0	0	0	0
就職を契機に那賀町に戻りたい	3	0	0	0	1	0
子育てを契機に那賀町に戻りたい	0	0	0	0	1	0
仕事をする間は、町外に住んで、退職後や老後は那賀町に戻りたい	3	7	1	1	1	0
町外に住みたい	1	5	1	0	4	0
無回答	0	1	0	0	0	0
合計	9	14	2	1	7	0

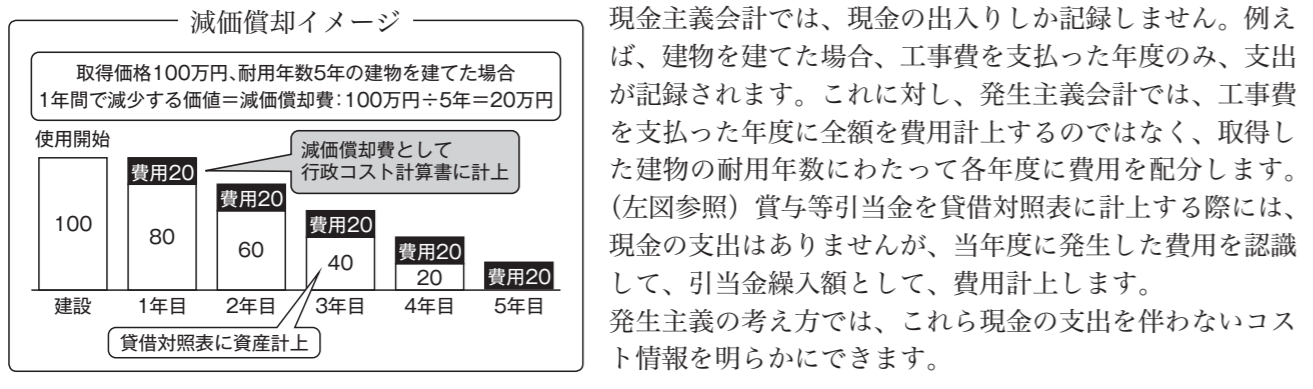


## 解説

### 貸借対照表

資産の部には那賀町が保有する資産が計上されています。負債の部に計上されている退職手当引当金は年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額です。また、賞与等引当金は、翌年度に支払うことが予定される期末勤労手当等のうち、当年度の負担相当額です。発生主義の考え方では、これら歳入歳出決算書では見えない資産・負債についても把握できます。

### 行政コスト計算書



### 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が1年間でどのような要因で増減したかを表すものです。本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。1年間の純行政コストと税収や国県等補助金などの一般財源等を対比させコストが賄われたのかを明らかにするほか、純資産の変動要因を表示しています。

### 資金収支計算書

資金収支計算書は、現金主義による官庁会計の現金収支を3つの活動区分に分けて表したものです。(A)業務活動収支では、日常的な行政サービスに対するお金の出入りが、(B)投資活動収支では、道路、学校などの工事や基金の積立て・取崩しにかかったお金の出入りが、(C)財務活動収支では、地方債の返済や借入のお金の出入りがわかります。

## 作成対象とする範囲

財務書類の対象となる会計(団体)は、一般会計等、全体、連結となります。他団体との比較は、一般会計等となることから、一般会計等の区分で財務書類の分析を行いました。

### 連結会計

全体会計	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ケーブルテレビ事業特別会計</li> <li>■ 一般会計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民健康保険事業特別会計</li> <li>■ 国民健康保険診療所事業特別会計</li> <li>■ 介護保険事業特別会計</li> <li>■ 後期高齢者医療特別会計</li> <li>■ 工業用水道事業会計</li> <li>■ 那賀町立上那賀病院事業会計</li> <li>■ 簡易水道事業特別会計</li> <li>■ 集落排水事業特別会計</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老人ホーム福寿荘組合</li> <li>■ 徳島県市町村総合事務組合一般会計</li> <li>■ 徳島県市町村総合事務組合 滞納整理機構特別会計</li> <li>■ 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合</li> <li>■ 徳島県後期高齢者医療広域連合 一般会計</li> <li>■ 徳島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療事業会計</li> <li>■ 株式会社二十一わじき</li> <li>■ 株式会社きとうむら</li> <li>■ 株式会社四季美谷温泉</li> </ul>	

住む人 来る人に魅力いっぱいのもち

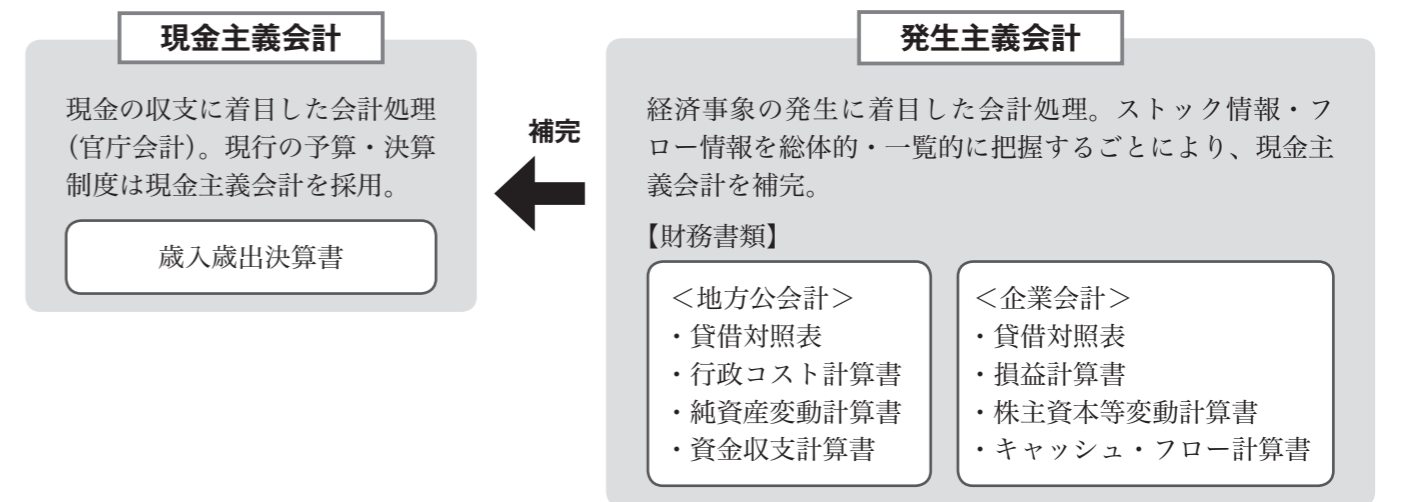
# 那賀町の財務

## 統一的な基準による財務書類について

地方自治体の一般会計、特別会計は、現金主義・単式簿記であって、その年の収入と支出をわかりやすく表しています。しかし、地方公共団体が今まで整備してきた公共施設などの資産や、これまでの借金などの負債がどれだけあるのか、どこに多くの経費がかかっているのかなどの情報は見えにくくなっています。

そこで、地方公会計制度では、企業会計と同様に発生主義・複式簿記を導入し、保有している資産・負債(ストック)の状況、行政サービスを提供するためにかかった費用(コスト)などをわかりやすい表で示すことで、今まで見えにくかった情報を把握することができます。

この財務書類について、これまで「総務省方式改訂モデル」という手法を採用してきましたが、総務省から新たに「統一的な基準」が示されたため、平成28年度決算から作成手法を「統一的な基準」に移行して財務書類を作成しました。



財務書類			
貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書
基準日時点における那賀町の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内訳)を一覧で表示したものです。	一会計期間中の那賀町の費用・収益の取引高を表示したもので、現金収支を伴わない減価償却費なども費用として計上します。	貸借対照表に計上されている純資産が一会計期間中にどのように変動したかを表示したものです。	一会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したものです。

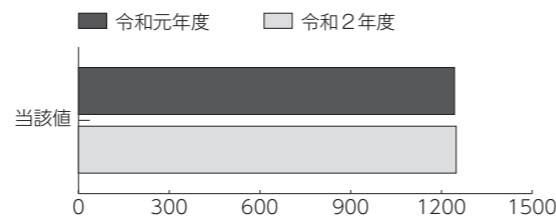
## 指標の算定式について

### 住民一人当たり資産額 (万円)

算定式 資産合計÷住民基本台帳人口

- 資産合計 貸借対照表の資産合計
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和元年度	令和2年度
資産合計	10,184,077	9,896,125
人口	8,176	7,916
当該値	1,245.6	1,250.1

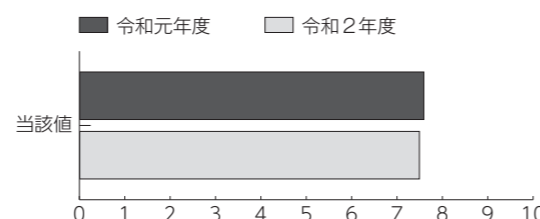


### 歳入額対資産比率 (年)

算定式 資産合計÷歳入総額

- 資産合計 貸借対照表の資産合計
- 歳入総額 資金収支計算書の業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入、前年度末資金残高の合計

	令和元年度	令和2年度
資産合計	10,184,077	9,896,125
歳入総額	1,338,222	1,316,730
当該値	7.6	7.5



### 有形固定資産減価償却率 (%)

算定式 減価償却累計額÷(有形固定資産合計-土地等の非償却資産+減価償却累計額)

- 減価償却累計額 貸借対照表の事業用資産及びインフラ資産に属する各減価償却累計の合計
- 有形固定資産合計 貸借対照表の有形固定資産
- 土地等の非償却資産 貸借対照表の事業用資産の土地・立木竹建設仮勘定、インフラ資産の土地・建設仮勘定及び物品の合計

	令和元年度	令和2年度
減価償却累計額	13,615,595	14,074,407
有形固定資産 <sup>*1</sup>	21,740,490	21,909,684
当該値	62.6	64.2



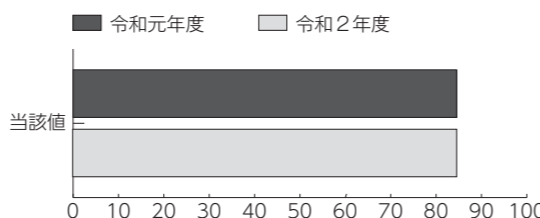
※1 有形固定資産合計-土地等の非償却資産+減価償却累計額

### 純資産比率 (%)

算定式 純資産合計÷資産合計

- 純資産合計 貸借対照表の純資産合計
- 資産合計 貸借対照表の資産合計

	令和元年度	令和2年度
純資産	8,626,993	8,390,171
資産合計	10,184,077	9,896,125
当該値	84.7	84.8



## 一般会計等財務書類の全体概要

### 貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	科目	令和元年度	令和2年度
資産の部			負債の部		
固定資産	94,355	91,668	固定負債	13,635	13,203
有形固定資産	89,822	86,922	地方債	12,607	12,224
事業用資産	19,933	19,573	退職手当引当金他	1,028	979
インフラ資産	68,286	65,716	流動負債	1,935	1,856
物品	1,603	1,633	1年内償還予定地方債	1,709	1,635
無形固定資産	142	114	賞与等引当金他	226	222
投資その他の資産	4,391	4,632	負債合計	15,571	15,060
基金	3,608	3,854			
その他	782	778			
流動資産	7,486	7,293	純資産合計	86,270	83,902
現金預金	1,403	1,216			
基金	6,061	6,066			
その他	22	11			
資産合計	101,841	98,961	負債及び純資産合計	101,841	98,961

### 資金収支計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
業務活動収支(A)	1,847	1,955
業務支出等 (人件費・物件費・社会保障給付など)	6,640	7,646
業務収入等 (税収・国県等補助金・使用料及び手数料など)	8,488	9,600
投資活動収支(B)	△1,779	△1,679
投資活動支出 (公共施設等整備費・基金積立金など)	3,808	2,680
投資活動収入 (国県等補助金・基金取崩・資産売却収入など)	2,029	1,001
財務活動収支(C)	△106	△458
財務活動支出 (地方債償還支出など)	1,619	1,708
財務活動収入 (地方債発行収入など)	1,513	1,251
本年度資金収支額(A+B+C)①	△38	△182
前年度末資金残高②	1,353	1,315
本年度末資金残高(①+②)	1,315	1,133
本年度末歳計外現金残高③	88	82
本年度末現金預金残高(①+②)+③	1,403	1,216

### 行政コスト計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
経常費用	11,034	12,383
業務費用	8,843	9,117
人件費	1,852	1,951
職員給与費	1,625	1,685
賞与等引当金繰入額	138	139
その他	89	127
物件費等	6,909	7,098
物件費	1,849	1,867
維持補修費	381	366
減価償却費	4,679	4,865
その他の業務費用	81	69
支払利息	64	52
徴収不能引当金繰入額	1	1
その他	16	16
移転費用	2,191	3,266
補助金等	1,046	1,907
社会保障給付	332	329
他会計への繰出	809	1,017
その他	6	13
経常収益	739	565
使用料及び手数料	397	364
その他	342	202
純経常行政コスト	10,295	11,818
臨時損失	405	142
臨時利益	9	6
純行政コスト	10,691	11,954

### 純資産変動計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
前年度末純資産残高	88,289	86,270
純行政コスト(△)	△10,691	△11,954
財源	8,646	9,675
税収等	6,768	6,987
国県等補助金	1,878	2,688
無償所管換等	63	△53
その他	△37	△35
本年度末純資産変動額	△2,019	△2,368
本年度末純資産残高	86,270	83,902

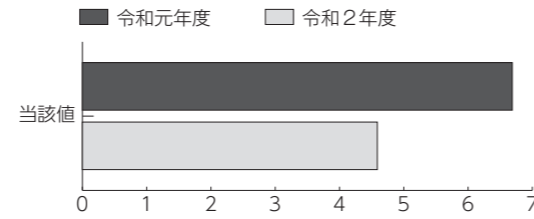
※単位未満の四捨五入により、各数値の合計額等と一致していない場合があります。

## 受益者負担比率 (%)

**算定式** 経常収益 ÷ 経常費用

- 経常収益 行政コスト計算書の経常収益
- 経常費用 行政コスト計算書の経常費用

	令和元年度	令和2年度
経常収益	73,921	56,539
経常費用	1,103,390	1,238,342
当該値	6.7	4.6

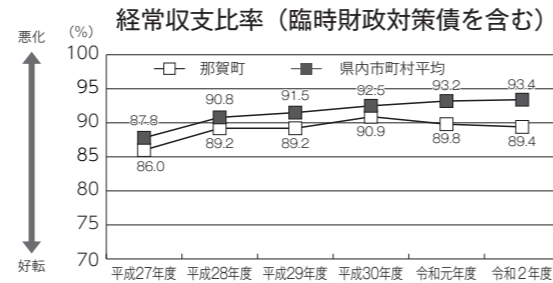


## 各種指標でみる財政状況

**経常収支比率** 経常収支比率は、財政の硬直度を示す指標です。自由に使えるお金がどれくらいあるかを示す指標で、財政のゆとりを見ることができます。家計に例えると、衣食住など生活するうえでなくてはならない出費が、収入に対してどれくらいの割合を持つかを示す指標になります。

**89.4%**

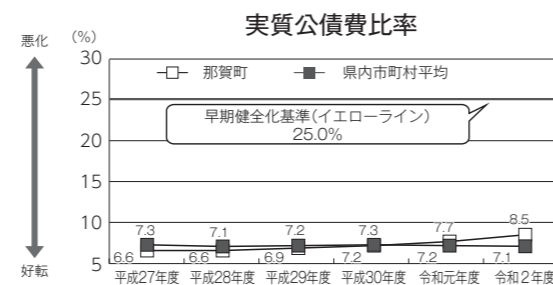
令和2年度は89.4%と依然高い水準にありますが、県内市町村平均より下回っています。平成25年度より数値が悪化傾向にあり、財源を活用できる自由度が低くなっています。



**実質公債費比率** 実質公債費比率とは、地方債の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。家計に例えると、年収に対し、借金返済額がいくらあるかという割合をみるものです。

**8.5%**

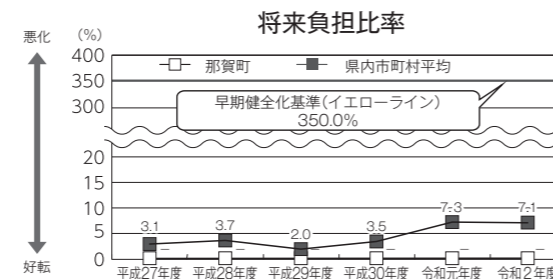
令和2年度の実質公債費率は8.5%となり、前年度より悪化し、県内市町村平均を上回っています。償還のピークは令和2年度で、今後は好転する見込みですが、引き続き起債事業を厳選し、地方債残高の減少に努める必要があります。



**将来負担比率** 将来負担比率とは、一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。家計に例えると、年収に対し、現状確定している将来支払うべきローンなどがいくらあるかという割合をみるものです。

**1%**

過去6年間において、将来負担比率は発生しておりません。これは将来負担すべき額に対し、これに充てることのできる財源（基金等）のほうが多額であったことを表しており、県内市町村平均より健全な状況が続いています。

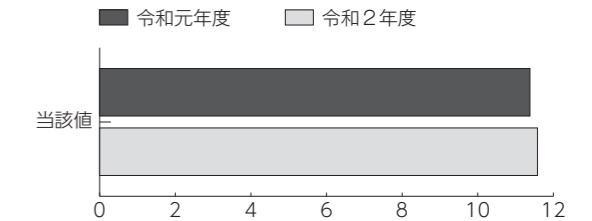


## 将来世代負担比率 (%)

**算定式** 地方債合計(特例地方債を除く) ÷ 有形・無形固定資産合計

- 地方債合計(特例地方債を除く) 貸借対照表の地方債と1年以内償還予定地方債の合計より、必ずしも社会資本等形成に充当されない特例的な地方債として、臨時財政対策債、減収補填債特例分、減税補填債、臨時財政特例債の合計を除いたもの(特例的な地方債の合計については、調査表の参照先なし)
- 有形・無形固定資産合計 貸借対照表の有形固定資産と無形固定資産の合計

	令和元年度	令和2年度
地方債残高 <sup>※1</sup>	1,029,534	1,005,950
有形・無形固定資産合計	8,996,391	8,703,607
当該値	11.4	11.6



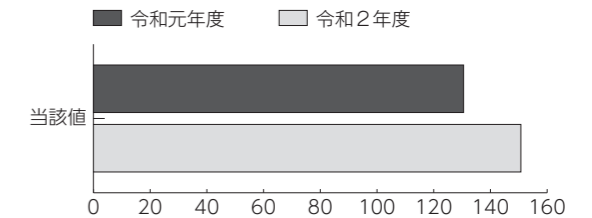
※1 特例地方債の残高を控除した後の額

## 住民一人当たり行政コスト (万円)

**算定式** 純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

- 純行政コスト 行政コスト計算書の純行政コスト
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和元年度	令和2年度
純行政コスト	1,069,111	1,195,438
人口	8,176	7,916
当該値	130.8	151.0

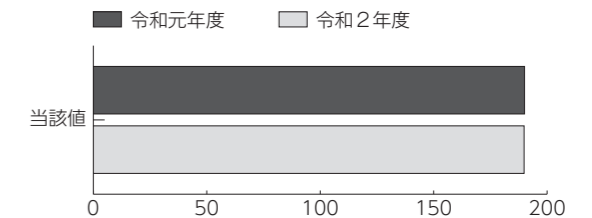


## 住民一人当たり負債額 (万円)

**算定式** 負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

- 負債合計 貸借対照表の負債合計
- 住民基本台帳人口 基本情報の人口

	令和元年度	令和2年度
負債合計	1,557,084	1,505,954
人口	8,176	7,916
当該値	190.4	190.2

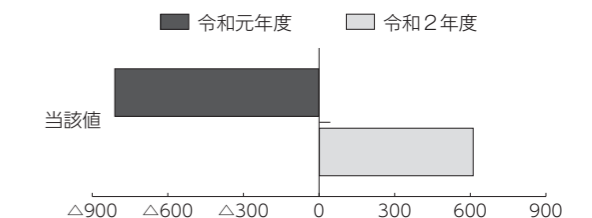


## 基礎的財政収支 (百万円)

**算定式** 業務活動収支(支払利息支出を除く) + 投資活動収支(基金を除く)

- 業務活動収支(支払利息支出を除く) 資金収支計算書の業務活動収支より支払利息支出を除いたもの
- 投資活動収支(基金を除く) 資金収支計算書の投資活動収支より基金積立金支出及び基金取崩収入を除いたもの

	令和元年度	令和2年度
業務活動収支 <sup>※1</sup>	1,911	2,006
投資活動収支 <sup>※2</sup>	△2,724	△1,393
当該値	△812	613



※1 支払利息支出を除く。 ※2 基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。

をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。  
※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

## ② 後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、**限度額認定証**)は、有効期限が「令和4年7月31日」となっています。令和3年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和4年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、**8月1日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

# 臓器提供の意思表示にご協力ください

被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。

また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

備 考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。  
◀1又は2を選んだ方で、提供をたくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】  
〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： \_\_\_\_\_

家族署名（自筆）： \_\_\_\_\_

◆**自分の意思に合う番号を選択**  
自分の意思に合う番号を1から3までの中から**ひとつだけ**選んで○をしてください。

◆**提供したくない臓器の選択**  
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。  
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球  
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆**特記欄への記載について**  
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。  
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆**本人署名・家族署名について**  
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です）。

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。  
※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

### ※令和4年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

令和4年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

### お問い合わせ

〒771-0135  
徳島県徳島市川内町平石若松78番地1  
徳島県後期高齢者医療広域連合【事業課】  
TEL：088-677-3666

〒771-5295  
徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1  
那賀町役場税務保険課  
TEL：0884-62-1182



# 令和4年度は 8月と10月に保険証の更新を行います

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和4年7月31日」となっている「むらさき色」の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

**令和4年度は、法律の一部改正に伴い、10月1日から窓口負担が見直されますので、被保険者証を2回お届けします。**

まず、7月中に市町村担当課から、**有効期限 令和4年9月30日**と記載された新しい被保険者証【黄色】をお届けします。令和4年8月1日から令和4年9月30日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、令和3年中の所得に基づき、判定します。

次に、9月中に市町村担当課から、**有効期限 令和5年7月31日**と記載された窓口負担見直しに伴う再交付の被保険者証【緑色】をお届けします。令和4年10月1日から令和5年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は2割又は3割）についても、令和3年中の所得に基づき、判定します。

**有効期限を過ぎた被保険者証はお使いいただけません**ので、受診の際は必ず有効期限を確認してください。

黄色の保険証

有効期限  
**令和4年9月30日**

緑色の保険証

有効期限  
**令和5年7月31日**

## 【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方 [※令和4年10月1日から一定以上の所得のある方]		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

### ① 後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、**減額認定証**)は、有効期限が「令和4年7月31日」となっています。令和3年度の減額認定証をお持ちの方で令和4年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、**8月1日以降に使用可能な減額認定証**をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、**90日を超える入院（過去12か月）**

# マイナンバーカードを 申請しませんか



マイナンバーカードは公的な身分証明書として利用できるほか、健康保険証としても利用することができます。



## マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請・受け取りには、下記の2つの方法があります。

**方法(1)** 住民課や各支所でマイナンバーカードを交付申請。約1か月後にカードが自宅に本人限定受取郵便で届きます。

○申請時の持ち物

- ・本人確認書類：(ア) 2点又は(ア) 1点と(イ) 1点  
(ア) 運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など  
(イ) 健康保険証・介護保険証・年金手帳・社員証・学生証・預金通帳など  
※(ア)の書類をお持ちでない方は来庁される前にお問い合わせください。

- ・通知カード(紛失された方は届出をお願いします)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

○カードの申請に必要な顔写真は、申請時に無料で撮影します。

○来庁者は申請する本人に限ります。15歳未満の人や成年被後見人が申請する場合はお問い合わせください。

**方法(2)** ご自身で郵便・スマートフォン・パソコンで申請。後日、住民課の窓口で受け取ります。

この方法で申請する方はマイナンバーカードの受取場所が本庁(驚敷)住民課のみになりますのでご注意ください。マイナンバーカードの申請書は令和3年1月から3月にかけて郵送をしています。又は平成27年10月に郵送している通知カードの下部も申請書になっています。申請書を紛失した又は申請書に記載されている住所・氏名が現在のものと違う人は、住民課または各支所へご相談ください。



おもて



うら

## ■マイナンバーカードの受け取りがまだの方へ

お仕事や学校などで平日の日中に住民課へ来庁できない方に金曜日のみ午後7時まで受付しております。(マイナンバー関係の事務に限る) ぜひご利用ください。交付期限が過ぎている方も受取りできます。また交付通知書を紛失された方は住民課・各支所までご連絡ください。

## ■問い合わせ先

那賀町役場 住民課：TEL 0884-62-1194  
相生庁舎：TEL 0884-62-1111 上那賀支所：TEL 0884-66-0111  
木沢支所：TEL 0884-65-2111 木頭支所：TEL 0884-68-2311



こくねん情報です

那賀町役場住民課国民年金担当 TEL 0884-62-1194  
徳島南年金事務所国民年金課 TEL 088-652-3114



## 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

令和4年度の免除等の受付は令和4年7月1日から開始され、令和4年7月から令和5年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

### 継続免除(全額免除または納付猶予)が却下となった方へ

所得によって保険料が減額されることがあります。

保険料を減額して納付する制度を利用するためには、あらたに免除の申請が必要です。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

## 国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の 電子申請を開始します

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請が出来るようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を利用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、上の申請書より簡単に作成することができます。

また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、是非ご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

南阿波



定住自立圏  
連携事業

## 第46回(令和4年度) 成人大学講座 現地研修参加者募集

開催場所 キャンプパーク木頭 CAMP PARK KITO (那賀町木頭折宇字野久保谷45番地)

講座内容 袖しぼり体験 苔テラリウム 未来コンビニ [ 10月24日(月)・10月31日(月)・11月7日(月) ]

・日程 申込みの際に第1希望~第3希望までお伺いします。※希望者多数の場合は、抽選になります。

受講料 5,000円

申込み先 那賀町教育委員会 (TEL 0884-62-1106) 申込期限 令和4年7月29日(金)まで



# マイナンバーカードで マイナポイント

最新情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください!

マイナポイント



## 最大 20,000円分の マイナポイントがもらえる!

第2弾

マイナンバーカードの  
新規取得等で  
**5,000円分**  
※1, 2

健康保険証としての  
利用申込みで  
**7,500円分**  
※3

公金受取口座の  
登録で  
**7,500円分**  
※3

- \*1 マイナポイントの申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物する必要があります。
- \*2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- \*3 第1弾マイナポイント申込みをされた方も対象です。新たに申込みをしてください。

受付開始期日

令和4年6月30日

令和4年6月30日

マイナポイントを受け取るにはマイナンバーカードを使ってマイナポイントの申込みを行う必要があります。

マイナポイント申込みの対象となる  
マイナンバーカードの申込み期限

令和4年9月末(予定)

カードの申請はお早めに!!

マイナポイントはご自宅からスマートフォン・パソコンから申込みできます。  
又はマイナポイント手続きスポットからも申込みできます。

### 「マイナポイントアプリ」

- マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は右記のQRコードからご確認ください。



ダウンロードは  
こちらから



お近くの  
手続きスポット  
を探しましょう!



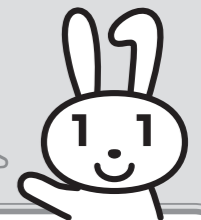
役場や各支所でも  
申込みできますので  
お気軽にお問い合わせ  
ください。



# マイナンバーカードの 出張申請します

平日に役場に来庁できない方も  
ぜひこの機会にお立ち寄りください。

申請された方に粗品の  
プレゼントがあります。



日時 令和4年7月24日(日) 10:00~15:00  
場所 那賀町地域交流センター (那賀町役場本庁舎横)

日時 令和4年8月28日(日) 10:00~15:00  
場所 那賀町林業ビジネスセンター (那賀町吉野字弥八かへ23番地)

- 申請は5分~10分程度です
- 費用は無料。写真撮影もします
- カードの受取は後日ご自宅に郵送又は  
ご都合のよい時に住民課で受取します

問い合わせ 那賀町役場住民課(直通)

0884-62-1194  
(土日祝は繋がりません)



対象者

- ・那賀町に住民登録のある方
- ・初めてマイナンバーカードを作る方



来られる際に持参いただくもの

- ・QRコード付き申請書(無い場合は事前に連絡いただくと用意させていただきます)
- ・通知カード(紛失の場合は申請の際に「紛失届」記入いただきます)
- ・本人確認書類 A+Bの2点もしくはA2点

A書類がない方は事前に連絡をしてください。

- (A: 公的機関の発行した写真付き 例 免許証・パスポート・障害者手帳等)
- (B: 公的機関の発行した写真なし 例 健康保険証・介護保険証・年金手帳・はぐくみ受給者証・学生証・通帳等)



# 那賀町の介護保険料について

令和4年度の第1号被保険者（65才以上の方）の介護保険料について、各所得段階別の年間保険料は下記の通りとなります。【那賀町第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）より】

単位：円

所得段階	対象となる方	算定割合 (基準保険料×)	年額保険料	(参考) 月額保険料
第1段階の方	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	25,499	2,125
第2段階の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.50	42,498	3,542
第3段階の方	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.70	59,497	4,958
第4段階の方	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	76,496	6,375
第5段階の方	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準保険料	84,996	7,083
第6段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	101,995	8,500
第7段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	110,495	9,208
第8段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	127,494	10,625
第9段階の方	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	144,493	12,041

※ 第1～3段階の方には公費負担による軽減措置が適用されます。

## 【制度改正による変更点（令和3年度から）】

- ・第7段階と第8段階の境界所得である基準所得金額を変更します。（200万円→210万円）
- ・第8段階と第9段階の境界所得である基準所得金額を変更します。（300万円→320万円）
- ・第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から10万円を控除して得た額を用います。
- ・第6段階以降の当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額を用います。

問い合わせ 那賀町役場 保健医療福祉課 介護保険担当 TEL 0884-62-1141

# 重度心身障がい者等医療受給者証の更新について

現在交付している重度心身障がい者等医療受給者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月1日以降は新しい証となりますので、対象者の方は7月4日(月)以降にお手元の更新通知をご確認の上、更新手続きを行ってください。

- 提出書類等**
- ・重度心身障がい者等医療費受給者認定（更新）申請書
  - ・受給者の健康保険証
  - ・身体障害者手帳又は療育手帳（重複障害の方は両方）
  - ・印鑑（受給者本人による自署が難しい場合）
  - ・令和4年1月1日に那賀町に住民登録がない場合は、受給者、配偶者、扶養義務者のマイナンバー（個人番号）
  - ・その他、必要に応じて書類を出していただく場合があります。

現在お持ちの受給者証等は、有効期間が過ぎた後、役場にお返しください。

**申請場所** 更新通知に記載している役場各窓口  
（申請場所でご都合が悪い場合は事前に保健医療福祉課（0884-62-1141）までご連絡ください。事前にご連絡がいただけないと申請時すぐに受給者証が交付できない場合がございますのでご注意ください。）

**申請期間** 令和4年7月4日(月)～7月29日(金)まで  
（8月1日以降、医療機関にかかる前に必ず更新してください。）

## 相談料無料 令和4年度 やまびこ相談のお知らせ

下記の相談支援事業所の専門相談員が相談に応じます。尚、やまびこ相談は事前予約制（※開催日の4日前まで）です。那賀町役場保健医療福祉課障がい福祉担当または各支所窓口へご連絡ください。

月	やまびこ相談開催日時	開催場所	担当事業所
7・8・9月	7月12日(火)午前10時～	相生庁舎会議室 又は役場各支所	シーズ相談支援事業部
10・11・12月	10月11日(火)午前10時～	※訪問をご希望の場合は、予約の際にお申し出下さい。	相談支援事業淡島学園
1・2・3月	1月10日(火)午前10時～		こなん

※プライバシーは必ず守りますので安心してご相談ください。

不明なことがあれば那賀町保健医療福祉課にお問い合わせください。  
お問い合わせ TEL 0884-62-1141 FAX 0884-62-1115  
mail Syougai@naka.i-tokushima.jp



# 協成隊丹生尚通信

相生支所 藤本 雪絵

春からようやく、民泊開業予定の古民家「イツキ邸」のDIYに取り掛かることができました。経年劣化していた土壁に漆喰を塗り、部屋のイメージも一新できました。また日々作業をすることで、コンセントや照明の小さな、開閉困難な窓、雨や虫が入ってくる隙間などに気付くこともできました。家の修繕・整備等は全くの素人なので、専門の方の意見もいただきながら、前に進みたいと思います。

地元・母校でもある旧平野小校舎では、地域の方の強力なサポートもあり、不用品と雑草に包まれていた花壇ほどの季節に訪れてもお花がいっぱいになっています。築30年以上の木造校舎利用に向けては何かと課題が多いですが、小さな実績作りを積むことができたと考えています。

6月より産休に入らせてもらっていますが、藤本を見かけた際はお気軽にお声掛けいただくと嬉しいです。



## 町営住宅の入居者を募集いたします

募集期間

第1回目 令和4年7月11日(月)～令和4年7月22日(金)  
第2回目 令和4年8月15日(月)～令和4年8月26日(金)\*

\*募集住宅のうち第1回目の募集で入居者が決定しなかった住宅について、第2回目の募集を行います。

### 【募集団地】

■ 谷内若者住宅団地 相生地区  
若者住宅



床面積 51.40㎡  
間取り 2DK  
空き戸数 1戸

所在地：谷内下傍示77番地  
構造等：木造平屋建/平成4年建築  
住宅使用料等：12,000円(月額)/敷金：36,000円  
共益費：団地内管理費有り  
設備等：電気温水器・CATV・簡易水道・集落排水

■ 延野王子原団地 相生地区  
単独住宅



床面積 62.40㎡  
間取り 3DK  
空き戸数 1戸

所在地：延野字王子原87番地  
構造等：木造2階建/平成15年建築  
住宅使用料等：35,000円(月額)/敷金：105,000円  
共益費：温水器リース料 2,205円  
設備等：電気温水器・CATV・簡易水道・集落排水

### 《注意事項》

- ・申込者多数の場合は抽選となります。
- ・申込後、入居までに関係書類を提出し、諸条件を満たすことが必要となります。詳しくは最寄りの窓口へお問い合わせください。
- ・募集終了後も長期空き家住戸につきましては、引き続き先着順で募集いたします。

### 【町営住宅共通入居資格】

各住宅の種類ごとに定める住宅条例の入居基準に該当する者であって、概ね次に掲げる資格を有する者。

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族(事実婚、婚約中を含む。)があること。
- ・町内在住者もしくは入居決定後直ちに那賀町の住民となる方。
- ・町税及び公共料金の滞納が無い方。
- ・その他各住宅の種類毎に定める資格を有する者。

\*詳しくは右記「申込・問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

### 申込み方法

1. 申込  
○役場本庁・支所で申込用紙を受け取り、上記申込期間内に、必要事項を記載の上、下記添付書類と共に提出ください。
2. 添付書類  
①入居者全員の住民票  
②入居者全員の直近の所得額の分かる書類(所得証明書又は直近の源泉徴収票の写し等)  
③納税証明書(町外からの入居の方は納税証明書を添付して下さい。)

### 申込・問い合わせ窓口

※他にも(上那賀地区・木頭地区・木沢地区)空き住宅がございます。詳しくは地区申込先へお問い合わせください。

- 那賀町役場住民課(鶯敷地区) TEL 0884-62-1194
- 那賀町役場相生支所(相生地区) TEL 0884-62-1111
- 那賀町役場上那賀支所 TEL 0884-66-0111
- 那賀町役場木沢支所 TEL 0884-65-2111
- 那賀町役場木頭支所 TEL 0884-68-2311

【徳島県委託事業】徳島県福祉人材センターアイネット

## 福祉のお仕事相談

福祉のお仕事を探している方、興味がある方！  
就職や転職活動のこと、福祉の資格取得などについて、相談を受け付けております!!

### こんなこと応援します

- ◆福祉のお仕事紹介
- ◆福祉の資格のご相談
- ◆小中高大学等で福祉の授業
- ◆介護福祉士・保育士等の修学資金の貸付
- ◆福祉の知識・技能取得セミナー
- ◆履歴書の書き方や働き方等のアドバイス



ホームページ QRコード



徳島県社会福祉協議会 徳島県福祉人材センターアイネット

連絡先 TEL: 088-625-2040 メールアドレス: ainet@tokushakyo.jp  
ホームページ: https://ainet-tokushima.jp



【南阿波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業

秘密は 厳守 いたします

## 女性のための生き方なんでも相談

プロの女性カウンセラー

相談日

【面接相談・電話相談】 (徳島市在住)による相談です

第1・第3・第5火曜日	午後1時から午後5時まで
第2・第4火曜日	午後1時から午後4時まで
第2・第4金曜日	午後1時から午後4時まで

【オンライン相談】

第3土曜日	午後1時から午後3時まで
-------	--------------



場所 阿南市役所5階 相談室 TEL 0884-22-0361

相談時間は1回50分です。相談料は無料です。面接相談・電話相談ともに予約が必要です。

# 阿南市春季ジュニアバレーボール大会

4月24日、阿南市スポーツ総合センター サンアリーナで開催された「阿南市春季ジュニアバレーボール大会」において、A☆Tスマイルが3位になりました。試合結果については、次のとおりです。

予選リーグ		Bコート	
1回戦	2	21-12 21-5	0 対 桑野インパルス
2回戦	2	21-24 21-19 15-7	1 対 中野島フェニックス

得失点差により、見能林JVCがBコート1位通過



第3位 A☆Tスマイル

**新入部員募集!** A☆Tスマイルは今年2月に相生JVCと椿キャッツで結成した小学生バレーボールチームです。

## アルミ缶回収事業【那賀町商工会女性部驚敷支部】

### トイレットペーパー寄贈しました

私たち商工会女性部驚敷支部が、リサイクル活動の一環としてアルミ缶回収事業に取り組み始めて早20年以上が経ちました。

得られた収益で、地域の教育施設（こども園・小学校・中学校）にトイレットペーパーを届けています。

この活動は、地域の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。これからもアルミ缶回収のご協力をよろしくお願いいたします。

**【お願い】**

- 回収できるアルミ缶は マークのある飲料缶だけです。
- スチール缶、缶詰、つぶした缶などは回収できません。



**表彰**

## 10年連続「特A評価」表彰 那賀町驚敷B&G海洋センター

B&G財団では、2003年から海洋センターの運営状況と活動支援を目的に、利用人数や事業開催状況・施設の維持管理などの評価基準に基づき、特AからEまでの6段階による評価を毎年実施し、2012年より「特A」が10年連続した海洋センターを「10年連続特A評価」として表彰しており、2020年度評価において、那賀町驚敷B&G海洋センターが「10年連続特A評価」となり表彰されました。



## 少年野球通信 ★町内で活動している2つの少年野球チームの”活躍”をお知らせします。

### 〈4.30~5.4〉第44回 松茂B大会 初優勝!



相生クラブB



優秀選手賞 井上 夏輝  
優秀選手賞 木下 天晴  
優秀選手賞 近藤 陽斗  
最優秀選手賞 龍田 透生

- 試合結果● 喜来小学校G
- 【1回戦】 8-1 栄クラブB
  - 【2回戦】 7-3 つるぎ少年野球部B
  - 【準決勝】 9-7 見能林スポーツB
  - 【決勝戦】 8-3 喜来クラブB

16チームが参加した“松茂B大会”で相生クラブBチームが初優勝を飾りました。B大会は5年生以下で構成され、普段出場できない選手が、野球を楽しみ成長するための大会となっています。5年生4人を主体とする相生クラブBチームは、1・2回戦を突破すると準決勝戦を競り勝ち、勢いそのまま優勝を勝ち取りました。6年生が多く出場機会が少ない選手達ですが、着実に力をつけており、今後の活躍に期待します。

### 〈5.21/22〉第24回 選抜少年野球驚敷大会



準優勝! 驚敷レッズスポーツ少年団

優勝! 相生クラブ

5月21日・22日の2日間、“第24回選抜少年野球驚敷大会”が県内14チーム参加のもと開催されました。決勝戦は、順調に勝ち上がった地元チームの対決となりました。日頃より切磋琢磨し、良きライバル同士の戦いは、相生クラブの打撃が上回り、相生クラブが6年ぶりの優勝を飾り幕を閉じました。



最優秀選手賞 高田 陽  
優秀選手賞 徳永 愛奈  
優秀選手賞 加治本 陸斗

- 試合結果● 虹の丘G・豊穰の杜G
- 【2回戦】 驚敷レッズ 5-4 佐古愛日クラブ  
相生クラブ 10-1 日和佐パロズ
  - 【準決勝】 驚敷レッズ 9-2 高志スポーツ  
相生クラブ 17-6 富岡スワローズ
  - 【決勝戦】 相生クラブ 11-5 驚敷レッズ

### 〈4.16~〉高円宮賜杯 第42回 全日本学童軟式野球大会

#### 〈マクドナルドトーナメント徳島県大会〉



第3位 表彰式

県内98チームが参加して開催された大会において、那賀町の2チームがそれぞれ優秀な成績を残しました。

- 第3位!! 驚敷レッズ少年野球部
- 第5位!! 相生クラブ



優秀選手賞 西村 樹

今後も頑張っている選手達に変わらぬご声援よろしくお願いいたします。野球部員募集中です!!

那賀町総合型地域スポーツクラブ  
令和4年度会員募集中

那賀よしクラブ

那賀よしクラブでは、令和4年度の会員を募集しています。  
会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。  
また、会員が集まってB&G体育館を使用する時は施設使用料が無料になります。

年会費：1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,200円)

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策として】

- ・家を出る前に検温していただき、平熱を超える発熱がある場合や体調がすぐれない場合は参加を控えてください。
- ・運動時以外はマスクを着用し、咳エチケットをお守りください。
- ・各自でタオルやハンカチをご持参いただき、入室前後には手洗いや手指消毒をお願いします。
- ・換気のため、ドアや窓を開けての実施となります。ご了承ください。
- ・他の参加者との間隔を広く取り、会話はできるだけ最小限にしてください。

7・8月のスポーツ教室

全教室初回無料体験実施中!

場所：鷲敷 B&G 海洋センター体育館

教室名	開催時間	教室名	開催時間
こども体操教室 (毎週火曜日) (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です)	午後6時15分 ～7時15分	キッズダンス教室 (毎月第1・3土曜日)	第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下) 午後7時～8時(小学3年生以上) 第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象)
歪み改善!ポールほぐし (毎月第1・3火曜日)	午前10時 ～11時	体幹バランス★ポール&ヨガ (毎月第1・3火曜日)	午後7時30分～8時30分
ココロとカラダ、すっきりヨガ (毎週木曜日)	午前10時～11時 ※8月11日は休み	オヤスミまへのリラックスヨガ (毎週木曜日)	午後7時30分～8時30分 ※8月11日は休み
気軽に運動教室《ナカスポ》 (毎月第1・3火曜日、毎週木曜日)	午前10時～11時 ※8月11日は休み	エアロビクス (毎月第2・4土曜日)	午後8時～9時

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

☆那賀よしクラブ主催 スポーツ大会の結果☆

「第23回 那賀よしクラブ杯グラウンドゴルフ大会」

5月28日(土) 平野 相生グラウンド 全8ホール 3ゲーム

今年度1回目のグラウンドゴルフ大会は町内外の18クラブから参加者があり、汗ばむ陽気の中、爽やかな汗を流しました。

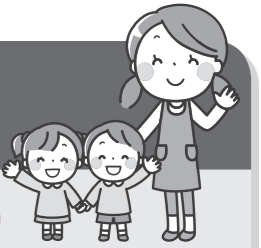
優勝：平谷クラブ 今西 俊則さん(53打)  
準優勝：木頭GGクラブ 織岡 明美さん(53打)  
第3位：和田島GGクラブ 長尾 良明さん(53打)



【申込み・問い合わせ】那賀よしクラブ事務局(那賀町鷲敷 B&G 体育館内)  
TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：月曜日～金曜日(9:00～17:00) TEL 0884-64-1220



2022年7月19日～8月18日までのプログラム(予定)

にち	げつようび	かようび	すいようび	もくようび	きんようび	ど
	★2022年5月の利用者数 158名	7/19 自由に遊ぼう 	20 自由に遊ぼう 	21 木育広場であそぼう♪ (10:30～12:00)	22 自由に遊ぼう 	23
24	25 自由に遊ぼう 	26 7月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪	27 自由に遊ぼう 	28 自由に遊ぼう 	29 みずてっぽうで遊ぼう♪	30
31	8/1 英語であそぼう 10:30～	2 自由に遊ぼう 	3 自由に遊ぼう 	4 ペープサートを楽しもう♪	5 自由に遊ぼう 	6
7	8 自由に遊ぼう 	9 自由に遊ぼう 	10 絵本の読み聞かせ(お話玉手箱さん) 10:30～	11 山の日	12 自由に遊ぼう 	13
14	15 自由に遊ぼう 	16 新聞紙で遊ぼう♪	17 自由に遊ぼう 	18 自由に遊ぼう 		

7月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪  
7月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をします。7月11日(月)までに当センターまでお知らせ下さい。待っています♪



木育広場であそぼう♪  
7月21日(木)は職員も林業ビジネスセンターでお待ちしています。木のぬくもりに触れて遊んでみませんか♪

土曜日開放のお知らせ  
月1回程度、不定期に土曜日開放を実施します。日時等詳しくは、当センターへお問い合わせ下さい。

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせください。

各こども園の子育て支援日について



- ★あいおいこども園 (火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園 (木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園 (水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園) (水曜日の9:00～12:00)

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をして下さい。  
予約は那賀町地域子育て支援センター TEL 0884-64-1220

通報は、おちついて  
ゆっくりはっきりと

那賀町消防署 TEL 0884-62-1119  
那賀町消防署上流出張所 TEL 0884-67-0625

## 熱中症 正しい知識で 対策を

熱中症発症のピークは例年7～8月とされています。この時期は気温や湿度が非常に高くなるためこまめな水分補給（スポーツ飲料など）や体調管理に気を付けないと熱中症になる可能性があります。また発汗し脱水状態になると脳梗塞（脳の血管が何かしらの原因で詰まってしまう病気）もおこりやすくなります。熱中症と同様に十分な水分補給や体調管理をお願いします。重症化すると非常に危険な熱中症は、屋内でも発生する危険性が十分にあります。簡単な対策で未然に防ぐことができますので、下記の内容に注意するようにしましょう！

### 軽度 要注意 危険!

<ul style="list-style-type: none"> <li>○頭痛</li> <li>○吐き気や嘔吐</li> <li>○倦怠感や虚脱感</li> </ul> <p>応急手当て対応！ エアコンや扇風機で室内温度を下げ、水分を摂りましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○めまいや立ちくらみ</li> <li>○筋肉痛、こむら返り</li> <li>○大量の発汗</li> </ul> <p>救急搬送が必要!? 危険な状態になる可能性があります！119番通報を!!</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意識障害</li> <li>○けいれん</li> <li>○運動障害、高体温</li> </ul> <p>迷わず119番通報を!! 危険な状態にあります!!</p>
--	--	--

救急搬送が必要となる症状や重症となる症状が現れたら直ちに119番通報をし、救急隊が到着するまでの間、涼しい場所で身体の冷却をお願いします。冷却する際には太い血管がある首の横、脇の下、足の付け根を冷やすとより効果的です。正しい知識で熱中症対策を心掛けましょう！

### 救命の連鎖

5月中旬、消防団による消防操法大会の練習を実施しました！

この大会では消防用機械器具（消防ポンプ車や可搬消防ポンプなど）の取扱いおよび基本操作についての技術を競います。徳島県大会は徳島県消防学校（板野郡北島町）にて7月18日(月)に開催されます。好成績を収められるよう健闘を祈ります！



### 消防クイズ

熱中症対策でオススメの飲料はどれでしょう？  
ひとつ選びましょう。

①…お酒 ②…スポーツ飲料 ③…牛乳  
答えは広報なか8月号で発表します。



先月号の答えは、③（消火器の中身は水ではなく、リン酸アンモニウムという消火剤が入っています。）でした。

### お知らせ

新型コロナウイルスの影響で、屋外で活動をされている方が増加しています。予測できない事故や怪我、道迷いに備えた準備（応急手当品やGPSなど）を心掛けましょう！



全ての住宅に設置が義務付けられています。家族を守る 住宅用火災警報器

# 那賀交番からのお知らせ

## 交通安全

ぶたはしゃべる  
ブレーキ・タイヤ・ハンドル  
車体(反射板・ライト・サドル等)・ベル

### 自転車に乗る前の注意事項

- 1 ヘルメットを着用しましょう。
- 2 自転車の点検整備をしましょう。
- 3 損害賠償保険に加入しましょう。

### 自転車を運転するときの注意事項

- 1 歩道は車道よりを徐行しましょう。
- 2 歩道をすれ違うときはお互いを右に見ながらよけるようにしましょう。
- 3 スマートフォンなど携帯電話の通話や画面を見ながらの運転はやめましょう。
- 4 飲酒運転は絶対に行けません。

### 歩行者の皆さん

- 1 横断歩道は手をあげて渡りましょう。
- 2 夜間外出時には反射材の着用を!!

## 山岳遭難防止

### 事前の準備を万全に!

- 情報収集  
山に関する最新情報（地形、気象情報、交通手段）を収集しましょう。
- 健康管理  
体調チェックを行い、体調が悪い時は、登山を中止することが大切です。
- 装備品の点検  
万一来備え、十分な装備を準備しましょう。

### 冷静な状況判断と慎重な行動を!

- 油断することなく慎重に行動し、少しでも遭難の危険を感じたら、引き返す勇気を持ちましょう。
- 万一遭難した時は、携帯電話等で救助要請（110番、119番）を行い、その指示に従いましょう。



### 警察官募集



申込書配布開始日 7/ 1(金)  
第1次試験日 10/16(日)

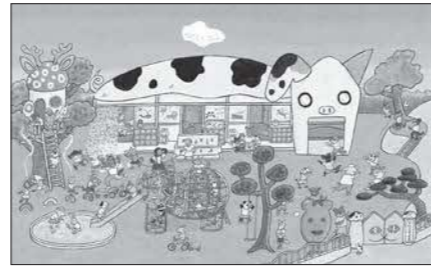
警察官になるには、採用試験を受ける必要があります。高校卒業程度の採用試験の申込み受付期間は8月4日(休)～8月25日(休)までとなっています。詳細は徳島県警HPで!



# 企画展 西村繁男 絵本原画展

7月16日(土)～  
9月11日(日)まで

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)  
入館料：一般(高校生以上) 330円、  
中学生以下無料



『ようちえんがばけますよ』2012年  
© Shigeo Nishimura

高知県出身で絵本作家の西村繁男さんは、『絵で見る日本の歴史』や、那須正幹さんの文による『ぼくらの地図旅行』、広島原爆の悲惨さを描いた『絵で読む広島原爆』などで高い評価を得ています。また近年では、おばけが鉄道に乗って旅をする『おばけでんしゃ』や『ようちえんがばけますよ』など様々な作風の絵本を描いています。今回の原画展では西村繁男さんの絵本作家としての活動と合わせて、長年にわたり中心人物の一人として携わった神奈川県藤野(相模原市)での地域ぐるみの芸術文化活動についてもご紹介いたします。どうぞお楽しみに。

## 親子で楽しむ おはなし会

日時：8月の毎週土曜日 午後2時～2時30分  
協力：おはなしボランティア「お話し玉手箱」

参加費  
無料

## 講座のお知らせ 古文書講座

7月23日(土) 午後1時30分～3時30分

## 休館日のお知らせ 展示替えのため7月12日(火)～

15日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

新型コロナウイルスの状況によって展覧会期、各種行事を中止または延期することがあります。最新の情報はホームページ等でご確認下さい。

※お問い合わせ・講座のお申し込みは…… 相生森林美術館 (TEL 0884-62-1117) まで

## 新着本を紹介します

※一部だけご紹介します。

### 絵本・児童書など

- ・おばあちゃんとわたし 松島 むろ
- ・どんくまさん 蔵富千鶴子
- ・カッパのあさごはん 小山つづき
- ・おおきなかぶ ガタロー☆マン
- ・すいかのプール アンニョントル
- ・しあわせのバケツ キャロル・マッククラウド
- ・なきむしせいとく 田島 征彦

### 大型絵本

- ・もりのおふろ 西村 敏雄
- ・しりとりのだいすきなおうさま 中村翔子/はたこうしろう
- ・おべんとうばこのうた さいとうしのぶ

大型絵本はこどもえん、学校、施設などでの読み聞かせにご利用下さい



便利な調味料「たまねぎ麹」をつくりました

## ※ご利用くださいませ※

木頭図書館 蔵書 検索

インターネットで木頭図書館の蔵書を検索することができます。

### 小説・実用書

- ・マスカレード・ゲーム 東野 圭吾
- ・三十の反撃 ソン・ウオンピョン
- ・幸村を討て 今村 翔吾
- ・くるまの娘 宇佐見りん
- ・ほうき星 上・下 山本 一力
- ・破船 改版 吉村 昭
- ・石の花 1～5 (コミック) 坂口 尚
- ・菜の花の沖縄日記 坂本菜の花
- ・檻の中のライオン 椋 大樹
- ・70歳からの老けない生き方 和田 秀樹
- ・一生使えるお酢の作りおき大全 だいぼうかおり
- ・年金だけでも暮らせませす 萩原 博子
- ・80歳の壁 和田 秀樹
- ・戦争は女の顔をしていない スヴェトラーナ・アレクシエーヴィチ
- ・美しい苔庭づくり アニー・マーティン
- ・ふやして楽しむ野生ラン 東京山草会ラン・ユリ部会
- ・子どもと森へ出かけてみれば 小西 貴士
- ・保育園・幼稚園のちょっと気になる子 中川 信子

## 図書館イベント報告

### 【七夕まつり】

七夕の笹に短冊を書いて吊るしていただいています。6月11日の七夕かざりワークショップでは、やさしいパステルカラーの飾りが大人の方にもとても人気でした。

### 【たまねぎ麹づくり】

6月18日、ドレッシングやスープベースとして重宝なたまねぎ麹づくりをしました。ご自宅でもすぐにつけて使える簡単レシピで、たいへん好評をいただきました。

## 8月 イベント 予告

文化人類学者・鳥居龍蔵による木頭・宇井ノ内調査についての特別展示を、鳥居龍蔵記念博物館・徳島県立博物館・木頭図書館との共催で、木頭図書館ロビーにて開催することになりました。詳細は追ってお知らせいたします。

季節折々、皆さん楽しんでいただけたらと思いますのでご意見やご提案よろしくお願いたします。

図書館熊のクマじろう



### ■ 木頭図書館

TEL 0884-68-2226  
IP 050-8800-6011  
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日  
【開館時間】10:30～18:00(土曜は17:00まで)  
※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

### ■ 鶯敷図書室

TEL・FAX 0884-63-0117  
IP(鶯敷地区のみ)  
63-0117

【休室日】月曜・火曜  
【開室時間】9:00～12:00、13:00～16:00  
※木頭図書館の本も貸出できます。

## なか文芸(第十八集) 作品募集について

那賀町文化協会では、本年度も「なか文芸」を発行します。各部門の募集要項は次のとおりです。町民皆様の多数の応募をお願いします。

### ◆ 一般の部の投稿 ◆

- 俳句 一人二句 詩(四〇〇字詰め原稿用紙二枚以内) 一人一点
- 川柳 一人二句 随筆(千六〇〇字以内) 一人一点
- 短歌 一人二首 小説(二八〇〇字以内) 一人一点

「俳句」「川柳」及び「短歌」は必ず二点を投稿してください。一首の場合は掲載できません。「小説」につきましては、題材、時代背景共に自由といたします。また、童話のような児童向け小説も歓迎いたします。但し、二八〇〇字を大幅に超える作品につきましては、二回以上に分けて掲載することとなります。

● 一人で、俳句・川柳・短歌・詩・随筆・小説の全部門に応募することができます。

● 必ず所定の応募用紙にて提出してください。応募用紙は、那賀町教育委員会・各支所・鶯敷図書室・木頭図書館に置いてあります。

● 作品は楷書で書いてください。また、特殊な漢字については読み仮名を付してください。

● 作品の提出は、教育委員会または各支所の文化協会事務局にお願いします。(※電子メールでの投稿も受付します)

● 応募の締め切りは、令和四年九月十六日(金)(郵送・電子メール可能)

● ※応募いただいた作品は編集委員会において添削することがあります。

お問い合わせ先  
那賀町文化協会事務局(那賀町教育委員会事務局)  
TEL 0884-62-1106 FAX 0884-62-1195  
E-mail: syakai@naka.i-tokushima.jp



# 川口エネ・ミュ－便り



こんにちは。エネ・ソータとミュ－・ソータです。  
7月は開館6周年&夏休みイベントがたくさん。気になるイベントがあったら、ホームページをチェックするか、お気軽に電話でお問合せください。

■**工作教室「ぷるぷるゼリースライム」** 開催日：7月2日(土)～18日(月)祝の土日祝  
時 間：9:30～16:30 材料費：50円 ※予約不要

## ■夏休み期間通しイベント

- ①「大漁！磁石で魚釣り」 開催日：7月21日(木)～8月31日(水) ※期間中は月曜も開館
- ② 宿題応援企画 ※7月23日(土)は開館6周年記念  
「おうちで実験！ワークシート」 缶バッジをプレゼント！
- ③「工作材料無料プレゼント」 時 間：9:30～16:30

参加料  
無料

## ■【要電話申込】開館6周年記念サイエンスショー「ワク・ドキ気体実験！」

開催日：7月23日(土) 参加料：無料  
時 間：13:00～15:00 申込締切：7月16日(土)  
定 員：40名 ※申込多数の場合は抽選 会 場：那賀町林業ビジネスセンター



## ■【要電話申込】「企業局施設見学会」

開催日：8月4日(木)・11日(木)祝・18日(木)・25日(木) 参加料：無料  
時 間：① 10:30～11:00 定 員：10名 申込締切：7月28日(木)  
② 13:30～14:00 ※申込多数の場合は抽選 対象施設：川口発電所  
・日野谷発電所

## ■【要電話申込】夏休み特別工作「デコラシタン」

開催日：8月6日(土)・7日(日) 定 員：各日5組(1組5名以下) ※申込多数の場合は抽選  
時 間：13:00～14:00 申込締切：7月30日(土)  
材料費：500円 会 場：阿井公民館

お問い合わせは… **川口ダム自然エネルギーミュージアム**

休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) TEL 0884-62-2209 (FAX兼用)  
開館時間 9:30～16:30 URL <https://www.kre-museum.jp/>

入館料  
無料

## 那賀川 防災情報コーナー Vol.131

皆さんこんにちは！国土交通省那賀川河川事務所です。  
今回は、長安口ダム本体完成式典の紹介です。

### 「長安口ダム本体改造完成式」を 5月15日に開催しました。 (那賀川河川事務所)

完成式には国会議員、徳島県知事、阿南市長、那賀町長を含む84名の方々にご参加いただき、四国地方整備局長の式辞に始まり、主催者挨拶、来賓祝辞に続き、一般公募で選定された長安口ダム湖の愛称「なか四季美湖(なかしきびこ)」が披露され、最後にくす玉開披を行い式典を無事に終えることができました。

また、式典終了後「那賀川改修、長安口ダム・小見野々ダム再生事業促進期成同盟会」主催による人形浄瑠璃「寿二人三番叟(ことぶきににんさんばそう)」も披露され式典に華を添えて頂きました。

これまで工事にご協力頂きました地元の皆様、関係者の皆様、本当にありがとうございました。

※式典は新型コロナウイルス感染防止対策のため、人数を制限して開催させていただきました。

● 本コーナーに関するご意見は、  
下記までお願いします。

長安口ダム管理所  
〒771-5505 那賀町長安向イ22-1  
E-mail skr-nakaga70@mlit.go.jp



## 虹の丘公園がリニューアルしました！

劣化により、複数の遊具が使用できなくなっていた虹の丘公園が、令和3年度電源立地地域対策交付金事業の助成を受け、リニューアルしました。

2つの大型複合遊具を始め、てっぺんブランコ、背伸ばしベンチも設置。ぜひ、ご家族でお楽しみください。



検討中と聞いて、今年の夏の音楽イベントのことだが、はい、今年も無観客での開催ということになりそうです。

今年もわが町の夏の音楽イベントは無観客らしいね！

まだ対策が必要なんですわね！

ところでイベントと言え、私達職員バンドへの出演依頼が来てるので、担当パートの練習がんばらね！

じゃあ新曲の練習しないとな！

出演できたら、いいですね！

それは、嬉しいね！出演する？

その夏祭りも、やっぱ無観客かな！緊張しなくていいかも！

んなわけないだろ！無観客の夏祭りなんて誰が喜ぶんだ！

上那賀地区のみなさんへ

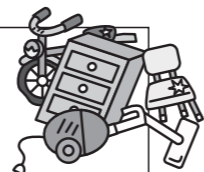
8月の大型ゴミの受付は7月末までです！

上那賀地区の大型ゴミ収集は8月ですが、受付は収集月の前月中までです。  
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。

- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
- ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
- ・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター(Tel 0884-64-0754 IP 050-8800-2037)へご連絡ください。

【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 Tel 0884-62-1192



木材市況

《相生共販所》  
(令和4年6月15日開催)  
第650回市

●売上数量  
1,701㎡  
(463,097才)

樹種	長さ	径級	平均単価	樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3m	～11	200円/本	桧	3m	～11	200円/本
		12～13	7,000円/㎡			12～13	7,000円/㎡
		14～16	16,000円/㎡			14～16	22,000円/㎡
		18～22	15,000円/㎡			18～22	22,000円/㎡
	4m	～8	300円/本		4m	～8	300円/本
		9～13	9,000円/㎡			9～13	10,000円/㎡
		14～16	14,000円/㎡			14～16	18,000円/㎡
		18～32	18,500円/㎡			18～22	20,000円/㎡

7月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
7月21日(木) 10時～12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
7月27日(水) 10時～12時	相生老人福祉センター	中田 昌一 委員
7月15日(金) 13時半～15時半	上那賀支所	新居 貢 委員
7月15日(金) 10時～12時	木頭文化会館	蔭原 秀一 委員

※新型コロナウイルスの影響により相談所を中止する場合があります。  
中止の場合はケーブルテレビにて周知いたします。

7月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。  
お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日 7月15日(金) 10:00～12:00 ひまわりは人権の花です。

相談場所 相生老人福祉センター

相談を希望される方は前日までに住民課 (TEL 0884-62-1194) までご連絡ください。



短歌(水の花)

梅雨入りも近くなりたる空模様  
気になる日日の居間の外かな  
橘本イチエ

人の手を借りずに朝の着替えする  
これが仕事と時間を懸けて  
亀島梨花女

白寿まで生きた褒美は桜鯛  
と言いつつ夕餉娘は運び来る  
西原貞子

幼き日の夢はなにかと問ふてみたし  
ロシア元首のその青き眼に  
中原きみ子

短歌(流域)

「核」をもてその威を負ひしR国  
もたざる国へ降伏を強ふ

憎いが許す猿が抱えているかぼちゃ  
土作り化学記号が羅列する  
早春を告げる初音を待つ小梅  
装身具鏡の奥で過去のぞく

大石 スミ子  
岡 ミヤノ  
森 井 ユリ子  
大 建 桜子  
西村 マサエ

川柳(あいおい川柳会)

野菜作り米寿今も指揮をする



今年も音楽にあわせて  
リズムカルに打ち上がる  
ミュージック花火は見もの!!

日時 7月16日(土) 18:00～  
(花火大会 20:30～) 小雨決行

場所 豊穰の杜総合運動公園グラウンド  
(和食郷字南川)  
※会場周辺にて交通規制がありますので、  
ご注意ください。

3年ぶりに わじき夏まつりが開催されます。「キッズダンス」、「お菓子なげ」に、今年皆さんと一緒に踊る「阿波踊り」「わじき音頭」「わじき小唄」と盛りだくさんの内容です。

「シンガーソングライター井ノ上陽水」による弾き語りライブのほか、那賀町職員バンドが、夏祭りを盛り上げてくれます。

風船匠 じょにい による  
バルーンアート

シンガーソングライター 井ノ上陽水

司会はこの方で進行します

早川 志保

「朝ごはん食べた？」  
出演 テレビトクシマ

お問い合わせ先  
わじき夏まつり実行委員会  
TEL 0884-62-2159  
(那賀町商工会驚敷事務所内)

ご近所お誘いあわせのうえ、ご来場ください。  
ご来場の際には、感染症対策にご協力お願いいたします。  
コロナ等により、中止になる場合もございます。

結婚祝い金・出産祝い金申請のご案内


- \* 那賀町でご結婚された方にお祝い金を交付します。(結婚祝い金)
- \* 那賀町で生まれたお子さんに誕生のお祝い金を交付します。(出産祝い金)

該当される方は次の表のとおりです。



祝い金の種類	祝い金の対象者及び内容
(結婚祝い金)	那賀町に住所を有する方が婚姻し、引き続き夫婦で那賀町に居住する方を対象に、結婚祝い金(2万円)を交付します。対象者は①②のとおりです。 ①那賀町に住所を有する方が婚姻し、夫婦で引き続き居住した場合。 ②那賀町に住所を有する方が婚姻し、その後夫又は妻が那賀町に住所を異動し同居した場合。
(出産祝い金)	那賀町に住所を有する方のお子さんが誕生し、親子で引き続き那賀町に住所を有し居住する方を対象に、出産祝い金(2万円)を交付します。

上記の祝い金の申請期限は、婚姻届出日・お子さんの誕生日から1年以内となります。詳しくは、那賀町役場すこやか子育て課 (TEL 0884-62-1150) へお問い合わせください。





西谷 政次  
(那賀町阿井)  
大正 11年  
6月10日 生まれ

西谷さんのご長寿を記念して現在入所中の施設において、県知事及び那賀町長のお祝い状と記念品の贈呈が行われました。西谷さんは、坂口町長のお祝いの言葉を穏やかな表情で聞かれており、駆けつけたご家族と共に100歳を迎えられたことを大変喜ばれていました。これからもお元気で長生きしてください。





1歳になりました

**はびなか**



喜多 梨帆ちゃん 古屋 (上那賀)  
若山 源司くん 大久保 (相生)  
福山 航平くん 百合 (鷺敷)

1歳になるお子様の写真を募集しています。ご提供いただいた写真は広報、CATVにて掲載、放送いたします。  
【お問い合わせ先】 那賀町ケーブルテレビ TEL 0884-64-1123

**妊娠届の受付と母子手帳の交付は、保健センターで行っています。**

お電話もしくは予約 QR コードでご予約ください。  
**(注意) 役場・各支所では受付・交付できません。**  
妊娠から子育てのご相談については、「那賀町子育て世代包括支援センター(保健センター内)」へお気軽にお問い合わせください。

【予約・お問い合わせ先】  
那賀町子育て世代包括支援センター  
(保健センター内)  
(TEL) 0884-62-3892  
(所在地) 那賀町大久保字大西3-2



妊娠届予約 QRコード

**那賀町  
子育てネット**




那賀町の子育ての情報は「那賀町子育てネット」で検索  
～妊娠・出産・子育て～



**第23回 未来に残そう青い海**

**海上保安庁図画コンクール**

『未来に残そう青い海』  
をイメージした作品をはがきサイズで大募集!!



**応募資格** 全国の小中学生

**期間期間** 令和4年6月1日(水)～9月9日(金)  
当日消印有効

お問い合わせ先  
徳島海上保安部 警備救難課 TEL 0885-33-2244  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kankyoku/kaiyoukankyou.html>

